

9月12日（木）

令和 6 年 9 月 12 日 (木曜日)

午前10時0分開議

出席議員 (37名)	
2番 渡辺正剛	(国富町・綾町の将来を考える会)
3番 永山敏郎	(県民連合立憲)
4番 今村光雄	(公明党宮崎県議団)
5番 工藤隆久	(同)
6番 荒神稔	(宮崎県議会自由民主党)
7番 福田新一	(同)
8番 本田利弘	(同)
9番 山内いっとく	(同)
10番 山口俊樹	(同)
11番 下沖篤史	(同)
12番 齊藤了介	(同)
13番 濱砂守	(同)
14番 黒岩保雄	(緑風会)
15番 脇谷のりこ	(親和会)
16番 松本哲也	(県民連合立憲)
17番 山内佳菜子	(同)
18番 坂本康郎	(公明党宮崎県議団)
19番 二見康之	(宮崎県議会自由民主党)
20番 日高博之	(同)
21番 後藤哲朗	(同)
22番 佐藤雅洋	(同)
23番 日高陽一	(同)
24番 安田厚生	(同)
25番 内田理佐	(同)
26番 川添博	(同)
27番 凶師博規	(無所属の会 チームひむか)
28番 前屋敷恵美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
29番 井本英雄	(自民党同志会)
30番 岩切達哉	(県民連合立憲)
31番 重松幸次郎	(公明党宮崎県議団)
32番 坂口博美	(宮崎県議会自由民主党)
33番 山下寿	(同)
35番 武田浩一	(同)
36番 丸山裕次郎	(同)
37番 中野一則	(同)
38番 山下博三	(同)
39番 野崎幸士	(同)
欠席議員 (1名)	
34番 外山衛	(宮崎県議会自由民主党)

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	佐藤弘之
総合政策部長	重黒木清
政策調整監	田中克尚
総務部長	吉村達也
危機管理統括監	児玉憲明
福祉保健部長	渡久山武志
環境森林部長	長倉佐知子
商工観光労働部長	川北正文
農政水産部長	殿所大明
県土整備部長	桑畑正仁
宮崎国スポ・障スポ局長	山下栄次
会計管理者	米良勝也
企業局長	松浦直康
病院局長	吉村久人
財政課長	池田幸優
教育長	黒木淳一郎
警察本部長	平居秀一
監査事務局長	坂元修一
人事委員会事務局長	田村伸夫

事務局職員出席者

事務局 局長	小牧直裕
事務局 次長	海野由憲
議事課 長	菊池博
政策調査課 長	西久保耕史
議事課 長補佐	松本英治
議事担当主幹	弓削知宏
議事課主任主事	青野奈月

◎ 代表質問

○濱砂 守議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き代表質問であります。

ただいまから代表質問に入ります。まず、公明党宮崎県議団、重松幸次郎議員。

○重松幸次郎議員〔登壇〕（拍手）おはようございます。公明党宮崎県議団の重松幸次郎です。

質問に入ります前に、先月8日の4時42分に日向灘を震源とする地震が発生し、日南市では震度6弱の揺れを観測し、負傷者10名の人的被害と、国道220号線では大きな落石や家屋の被害が発生しました。また、先月の28日には台風第10号が九州に上陸し、負傷者38名と、竜巻等による突風で多くの家屋が損壊しました。被害に遭われた皆様に心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興を願っております。

それでは、通告に従いまして代表質問をさせていただきますので、知事をはじめ関係部長の明快な答弁をお願いいたします。

質問の前置きとして申し上げますが、自民党の岸田文雄首相と公明党の山口那津男代表は8月21日に会談し、岸田首相が9月の総裁選に出馬しない意向を示したことを踏まえ、山口代表は、3年にも及ぶ物価高対策などの経済再生や少子化対策などで成果を上げた岸田政権の取組を、次の体制でも引き継いでいくことを確認したとありました。

具体的には、コロナ禍からの経済再生に向けて強力に後押しをしてきた賃上げが33年ぶりの高水準を記録し、名目国内総生産（GDP）

も600兆円を超える水準になったと強調し、「国民生活、特に若い世代の方々に対する影響は心理的なものも含めて大きく、この流れを継続できるように次の体制にもつなげていくことが大事だ」と述べております。

後ほど本県における防災対策、経済対策などを質問いたしますが、県と市町村が切れ目のない政策の継続を支援できるようにただしてまいります。

それでは質問に入ります。まずは自然災害への防災対策についてであります。

台風第10号について伺います。

台風常襲国の我が国において、地球温暖化による海水温の上昇は、台風など熱帯低気圧の発生や発達に大きな影響を与えており、今後も巨大化することを懸念しております。

開会日の知事提案説明や昨日の日高陽一議員の質問の答弁でもありましたが、今月5日に、知事と宮崎市長が地元国会議員、経済団体の方々とともに、岸田首相と松村防災担当大臣に緊急要望をされております。発災から1週間ですらって申入れをされたことを、我が会派一同で高く評価しております。

そこで、緊急要望をされた具体的な要望内容と、岸田首相、松村防災担当大臣の反応を、知事にお伺いいたします。

以上を壇上からの質問とし、後の質問は質問者席から行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕おはようございます。お答えします。

先日の国への要望につきましては、まずは県内各地で発生した様々な被害の状況、特に突風被害の状況などについて御説明した上で、台風第10号により大きな被害を受けた公共土木施設や農地、農業や水産業関係の施設、林道等の災

害復旧事業に係る予算の確保や、激甚災害指定の検討などの災害復旧等への早期支援、特別交付税の交付などによる被災自治体への十分な財政措置の要望などを行ったところであります。

これに対して、松村防災担当大臣からは、激甚災害の指定について、全国の被害状況の積み上げを見た上で判断していきたい、そのような発言をいただきました。

また、岸田首相からは、災害救助法が適用され、要望のあった市町に対する普通交付税の繰上げ交付を行うということや、昨年の制度改正によりブルーシート等の住家の応急対策も国庫負担になったことについて説明いただくとともに、被災された方々が一日も早く暮らしを取り戻せるよう、生活再建や復旧支援にしっかり取り組むというお考えを表明いただき、大変心強く感じたところであります。

なお、普通交付税の繰上げ交付については、その翌日の9月6日に決定いただいたところであります。以上であります。〔降壇〕

○重松幸次郎議員 ありがとうございます。

繰り返しになりますが、先月8月8日の午後4時42分頃、日向灘を震源とする地震、ちょうどそのときは、我が党で福祉団体との政策要望懇談会を議会棟内で行っており、その終了間際に強い揺れを感じ、全員、机の下に潜り込んで対処した次第でございます。

その後、4時52分に本県を含む5県に津波注意報が発表され、宮崎港で50センチの津波が観測されました。そのほかにも高台避難や交通は混乱し、また、その日の夜には気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表され、聞き慣れない臨時情報に不安な夜を迎えた次第でございます。

そこで、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震

注意）」の発表を受けて、県はどのように対応されたのか、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（児玉憲明君） 8月8日に発表された「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」を受けて、県では県民の皆様に対し、メディアを通じて、避難経路や避難場所の確認、家具類の固定、備蓄など、日頃からの地震への備えの再確認や、1週間程度は揺れを感じたらすぐに避難できる準備を呼びかけるとともに、臨時情報の仕組みや取るべき行動のチェックリストをホームページやSNSで発信いたしました。

また、市町村に対しては、当日、宮崎地方気象台と連携して説明会を開催し、制度内容に関する周知を行いました。

さらに、臨時情報に関する県民や中小企業向けの相談窓口、外国人向けの災害時多言語支援センターを設置し、その周知を図るとともに、相談対応を行ったところであります。

○重松幸次郎議員 今回の地震や台風の直撃を受けて、激甚化・頻発化する自然災害への備えがますます重要になってまいりました。

さらに南海トラフ地震の発生確率も高まっております。

去る5月25日に、公明党宮崎県本部主催で防災セミナー2024を開催し、2011年3月11日、東日本大震災で、岩手県釜石市の3,000人近い小中学生のほぼ全員が避難し、奇跡的に無事だった「釜石の奇跡」で有名になりました、防災教育の第一人者である東京大学大学院特任教授の片田敏孝先生をお呼びして、御講演いただきました。

「連綿と防災のことを語っていく地域でない」と駄目です」という片田先生の講演の内容につ

いて、推進すべきだと思いますが、知事の考えをお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 自然災害が激甚化・頻発化しており、行政対応の限界を超える大規模災害の発生も危惧される中、地域防災力の一層の強化を図っていくことが重要であると考えております。

議員御紹介の「釜石の奇跡」を生んだ片田教授は、長年、全国各地で防災教育に携われ、子供たちが自分自身で判断し、率先して避難することなど、地域の防災意識を高めるための取組を地域と一体となって展開されておりまして、本県としても推進すべき重要な視点だと認識しております。

今回、地震や台風の災害が続きましたが、このことを災害について改めて考える契機として捉え、県民の防災意識を一層向上させていくためにも、地域で一体となった取組がますます必要だと考えております。

県としましては、今回の災害の教訓を踏まえた防災教育を進めるとともに、現在、中学生や高校生の防災士を養成しておりまして、こうした子供たちと地域住民との協働による防災活動の実施など、地域が一体となった様々な取組を支援し、地域の防災力のさらなる向上を図ってまいります。

○重松幸次郎議員 この講演には、知事、それから危機管理統括監をはじめ、多くの職員の方にも参加していただきました。ありがとうございました。

片田先生の講演から、防災対策を今後も維持・向上させていくためには、行政を主とした取組ではなく、国民全体で共通理解の下、住民主体の防災対策に転換していくことが必要であると、住民は自らの命は自ら守る、行政はそれを

全力で支援する、つまり行政サービスから行政サポートの大転換が図られたとありました。

まずは自分の身を守る努力を訴えながら、次の質問に入ります。

先月の19日に、公明党と九州経済連合会、略して九経連との意見交換会に参加してまいりました。党からは、山口那津男代表をはじめ、九州選出の衆参合わせて8名の国会議員、県議・市議代表とでの意見交換でありました。

内容は、九州MaaSサービスの開始、インフラ整備の促進、新生シリコンアイランド九州の実現に向けた取組など、7項目にわたり提案や要望をいただきました。

また、頂いた資料の中に、九州地域戦略会議の取組も紹介され、共同議長として九州地方知事会の河野会長のことも記載されております。

そこで、九州地域戦略会議における官民連携のプロジェクト等に、本県としてはどのように取り組んでいくのかを知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 九州地域戦略会議では、知事会と経済界が連携しまして、地方創生に取り組むためのアクションプランを定めて、具体的な事業に取り組んでおります。

例えば、交通面での九州MaaSや観光面でのツール・ド・九州、産業面での新生シリコンアイランド九州の実現に向けた産学金官の議論など、様々な分野で官民が力を合わせた広域的な取組を進めております。

こうした九州全体での取組を各県の施策に生かしていくことが重要であると考えておりまして、例えば本県で進めております日本一挑戦プロジェクト、さらには半導体関連での人材の育成・確保や関連企業の誘致なども、こうした九州全体の動きと呼応しながら進めているところ

であります。

私としては、九州地方知事会長及び戦略会議の共同議長としてリーダーシップを発揮し、九州の官民が一体となったプロジェクトを推進する力を強めながら、その力を本県ならではのポテンシャルを生かした取組への追い風とし、県勢のさらなる発展・飛躍へとつなげていきたいと考えております。

○重松幸次郎議員 ありがとうございます。九州MaaSや新生シリコンアイランド九州については昨日もありましたので、私からは、2023年から第1回大会が開催された、国際サイクルロードレースであるツール・ド・九州についてお伺いいたします。

第1回大会は、福岡、熊本、大分で開催され、観客数8万8,300人、経済効果26億円とありましたが、今年度も引き続き開催されると聞いております。

そこで、ツール・ド・九州について、今後どのように取り組んでいくのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（川北正文君） ツール・ド・九州は、九州地域戦略会議において、九州ならではの自転車文化の醸成、サイクルツーリズムの推進等の議論を重ね、開催が決定された国際サイクルロードレースであり、昨年10月、福岡、熊本、大分の3県を舞台に初めて開催されたところです。

これまで本県においても、第1回大会の開催状況を踏まえ、経済波及効果やPR効果の検証、県内自治体への意向確認などを行っているところであります。

県としましては、今後さらに課題等の整理を進め、本県での開催の可能性について検討を行ってまいります。

○重松幸次郎議員 ぜひ本県でも開催できることを願っております。自転車の活用推進、九州が一体となるこの大会は、国内外からの観客やキャラバンカーによる沿道の盛り上がりにより、その安全対策や警察の協力も必要と言われております。官民挙げて成功することを期待しております。

また、九州中央自動車道などのインフラ整備については、後ほど質問させていただきます。

次は、福祉保健行政についてお尋ねいたします。

冒頭にお話ししました、福祉団体との政策要望懇談会の中から、2団体の要望についてお伺いいたします。

初めに、宮崎県視覚障害者福祉協会さんからの要望です。

当然のことながら、目の不自由な方々は移動が困難であることは大前提であります。これまでも横断歩道の中央に点字ブロックを敷設したエスコートゾーンの設置を望まれ、その横断歩道が随所に広がっております。

今回も国への要望としましては、重度障害者等就労支援特別事業において、福祉車両の利用ができるようにすることや、また、車の運転ができない障がい者や高齢者は、公共交通は必要不可欠であります。減便や廃止などの動きが加速しており、公共交通の維持・確保を要望されております。

今回の要望としましては、視覚障がい者の方々が、駅周辺の改札や切符売場、またタクシーやバス乗り場の位置が容易に認識できるように、スマホをかざすと音声案内を行うコード化点字ブロックの導入を働きかけていただきたいとお声をいただきました。

スマホをかざすと音声が出てくるコードを

埋め込んだコード化点字ブロックの普及促進について、福祉保健部長のお考えをお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） コード化点字ブロックは、既設の点字ブロックに部材を接着することによりまして、視覚障がい者の方がスマートフォンを活用し、現在地周辺の情報を取得することが可能になるものでございます。

県としましては、庁内関係部局でこのことを情報共有しながら、道路や公共交通機関等の施設の管理者に対しまして、他県における導入事例等を広く周知することによりまして、検討を促してまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 県内ではまだ敷設されていないと聞きました。視覚障がい者団体からの要望ですので、設置される事業者への働きかけをお願いいたします。

昨年の11月議会にて紹介しました音声アプリ「ユニボイス」の導入を再度紹介させていただきます。

障がい者の情報取得などを支援するための「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が2022年5月に施行されております。

基本理念の一つに、障がいの有無にかかわらず、「同一内容の情報を同一時点において取得できるようにする」と明記されるなど、健常者との情報格差の解消を目指しております。ただ、残念ながら、障がいの特性に応じたハザードマップの作成は自治体では進んでおりません。

水防法によりますと、浸水想定区域にある市区町村は、住民や滞在者への周知を目的として、ハザードマップの配布といった必要な措置を講じる義務があります。しかし、2021年6月

に国土交通省が実施したアンケートによると、障がいの特性に応じたハザードマップを作成している自治体は、作成中・検討中を含め、全体の5.9%にとどまっております。

ハザードマップは、現在地と周辺のリスクの規模や範囲が色分けされて、平面に表現された地図であります。つまり、絵と一緒にするために、目が見えなかったり、視野が狭かったり、色彩が分からなかったりすると、その情報は活用できません。

そこで、音声コードの文字情報をスマホを使い音声で読み上げる「ユニボイスブラインド」も既に開発されており、視覚障がい者から「私たちが耳で聴くことのできるハザードマップを使用できるようにしてほしい」との要望が広がっております。あとは、各都道府県の自治体で導入していただくと、アプリをダウンロードしている方は、その地域、市区町村でハザードマップを利用できるようになります。

九州内では熊本県、福岡市など、全国では5県、政令市や東京都区内を合わせて6つの自治体で導入されております。

視覚障がい者の方に対するハザードマップ情報の提供について、福祉保健部長に県の考えをお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 災害時におきまして、視覚障がいのある方の安全を確保する上で、ハザードマップの情報をあらかじめ取得するために音声コード読み上げアプリを活用することは、有効な手段の一つであると考えております。

県では、他県の導入状況に関する情報収集や、関係団体との意見交換、庁内関係部局での情報共有等を行いながら、視覚障がい者の方へ効果的な情報提供をどのように行うかについ

て、引き続き研究してまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 今回のような大地震の後は津波が到来することを考えたならば、視覚障がい者に防災・災害情報を届けることは不可欠であります。それを実現する「耳で聴くハザードマップ」を活用いただけることを願っております。

次は、宮崎県精神福祉連合会さんからの要望について、1問だけ伺います。

要望項目自体は3問ほどございましたが、国や市町村の判断になることの要望であったり、精神障がい者への医療費助成については、本年6月の議会でも自民党の下沖議員が質問され、部長答弁では、「当該事業では、精神障がいのある方への助成は対象外としておりますが、現在、実施主体である市町村に対しましてアンケート調査を行うなど、対象範囲の拡大について検討を進めているところでございます」とありました。引き続き調査検討をお願いいたします。

私のほうからは、精神障がい者にもっとスポーツの楽しみを増やしていただきたいとの要望をいただきました。

宮崎県障がい者スポーツ大会では、身体では6種目、知的は5種目、精神は4種目(卓球、バレーボール、ミニバレーボール、グラウンドゴルフ)で、全国となると2種目(卓球、バレーボール)にとどまります。

ですので、精神障がい者もスポーツを楽しむことができる環境づくりが重要であると考えますが、福祉保健部長に県の認識をお尋ねいたします。

○福祉保健部長(渡久山武志君) 障がい者スポーツは、精神障がい者の方にとりましても、

健康増進や社会参加の推進、生きがいづくりなどに大変重要な役割を果たすものと考えております。

しかしながら、精神障がい者の方を対象としたスポーツは、身体障がい・知的障がいに比べまして、競技運営体制の整備が進んでいないなどの課題がありまして、全国障害者スポーツ大会における競技種目は、卓球とバレーボールの2種目のみとなっております。

このような中、県では、競技団体の協力をいただきまして、県障がい者スポーツ大会におきまして、グラウンドゴルフやミニバレーボールを独自に実施しております。

今後とも、精神障がいの方もスポーツを楽しむことができますよう、環境づくりに取り組んでまいります。

○重松幸次郎議員 スポーツ基本法にも「スポーツを楽しむ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない」とありますので、御検討をよろしくお願いいたします。

次は、ギャンブル依存症対策について伺います。

ギャンブル依存症は長年、日本でも社会問題になっていて、アメリカ大リーグの大谷翔平選手の専属通訳を務めていた水原一平容疑者の件でも大きな話題となりました。

水原容疑者は、ギャンブル依存症の治療を受けることを条件の一つに保釈され、司法手続のっとり罪を償うとともに、依存症治療に向き合ってもらいたいと思っております。

国や自治体の依存症対策をさらに充実させていく必要がありますが、厚生労働省が2021年に発表した推計によると、国内の18~74歳でパチンコや競馬などの依存症が疑われる人は2.2%

(約196万人)いたとあり、人ごとのように捉えてはならない問題であります。

多額の借金を抱え、周りに迷惑をかけてもやめられないギャンブル依存症は、人格の問題や意志の弱さが原因との誤解がありますが、世界保健機構(WHO)が認定している精神疾患であります。厚労省は依存症について、「周囲が幾ら責めても、本人が幾ら反省や後悔をしても、また繰り返してしまうのは脳の問題」としております。

日本では、カジノを含むIR(統合型リゾート)をめぐる議論で依存症対策の強化が求められ、2018年にギャンブル等依存症対策基本法が施行され、国と多くの都道府県で対策の推進計画が策定されています。

最近では、コロナ禍での巣籠もりの影響などで、違法なオンラインカジノの蔓延が問題になっております。若者の利用が多く、依存症に陥る人もいます。取締りの強化に加え、違法性や危険性の周知を徹底すべきと考えます。

そこで、ギャンブル依存症に対する県の取組について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長(渡久山武志君) ギャンブル依存症につきましては、本年3月に策定いたしました第2期・宮崎県ギャンブル等依存症対策推進計画に基づき、予防・啓発から回復支援まで、各段階に応じた総合的な対策に取り組んでおります。

県では、依存症の相談拠点として、精神保健福祉センターに専門相談員を配置し、電話や面談による相談対応を行っておりますほか、専門医による診療相談、ミーティング形式のギャンブル依存症家族のつどい、家族教室の開催、回復支援プログラムの実施などに取り組んでおります。

また、医療機関や弁護士会のほか、関係事業者や自助グループ、福祉、教育などにより構成される協議会を設置いたしまして、連携・協力体制も構築しております。

○重松幸次郎議員 依存症患者を支える人たちの支援も含めて、対策を推進していただきたいと思っております。

次は、脱炭素化社会への取組及び林業の活性化についてお伺いいたします。

温室効果ガスの排出量を実質ゼロにするカーボンニュートラルの実現に向けた企業の取組が求められる中、気候変動をめぐるリスクに対応する「環境経営」が注目されております。慶應義塾大学の白井さゆり教授が「環境とビジネス」を出版され、日本企業が今後取り組むべき対策について、一部紹介させていただきます。

なぜビジネスに環境的な観点が必要なのかについて白井教授は、

化石燃料や資源を使って大量に生産・消費する従来の仕組みが、二酸化炭素(CO₂)を多く排出し、温暖化を引き起こしている。環境に配慮せず、低コスト化と大量生産・消費を求めてきた経済が持続的でないことは明らかだ。このままでは、私たちは地球に安心して住めなくなる。サステナブル(持続可能)な地球の未来のために、環境負荷や社会的課題に配慮した「責任ある生産・消費」を行う仕組みへと変えていくことが大切だ。

また、従来の仕組みを転換するには、カーボンニュートラルの実現に向け、企業は生産・営業活動が生み出す温室効果ガスの排出量を世界レベルで大幅に削減していかななくてはならない。こうした活動には多額の研究開発費や設備投資が求められる。

その上で、今後は温室ガス算定で国際基準

を基に、企業による気候関連の情報開示が急速に進みつつある。だが単なる開示ではなく、むしろ自分たちの商品の魅力を示す開示であり、企業価値を高めるものである。中小企業においても、取引先の大企業からの開示要請をはじめ、銀行からの開示も求められる。決して大企業だけの話ではない。

と概略このように指摘されております。

そこで、県内事業者の脱炭素化に向けた県の取組について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（長倉佐知子君） 地球温暖化が深刻化する中で、温室効果ガスのより一層の排出削減が求められており、その排出量の多くが産業分野に由来していることから、脱炭素化に向けては、事業者の理解と取組の推進が必要不可欠であります。

このため県では、事業者向けの省エネセミナーや先進的な施設の現地見学会の開催により、脱炭素経営への意識醸成を図るとともに、排出削減の取組を後押しするため、事業活動に伴う排出量の見える化や削減計画の策定、太陽光発電設備や蓄電池等の導入支援を行っているところです。

今後とも、脱炭素化が企業にとって単なるコスト削減だけでなく、新たな成長のチャンスとなるよう、関係部局と連携しながら取組を進めてまいります。

○重松幸次郎議員 関連しまして、国内の二酸化炭素排出量のうち、およそ4割が産業部門から排出され、その多くが製造業から排出されています。

大手企業においては、脱炭素化に向けた取組を加速させており、既にサプライチェーンにも徐々に取組を求めているようであります。

県内製造業者の多くはサプライチェーンに含まれていると思いますが、継続して取引をするためにも、早めに脱炭素化に向けた取組が必要ではないかと思えます。

そこで、県内製造業者の脱炭素化に向けた県の取組について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（川北正文君） 脱炭素化に向けて、県が県内製造業者を対象に令和4年度に実施した取組状況調査では、あまり、または全く取り組んでいないと回答した割合が6割を超える状況にありました。

議員御指摘のとおり、大手企業の取組は進んでおり、県内製造業者が取引の維持・拡大を図るためには、脱炭素化に向けた取組の促進が重要となります。

このため、県が現在取り組んでいる製造業脱炭素推進モデル育成事業では、モデル企業に対し、専門家が脱炭素の計画策定から実践までを伴走支援し、取りまとめられた成果を県内製造業者へ波及させることで、脱炭素化の取組を促進することとしております。

脱炭素化が企業価値を高め、新たな成長につながるよう、関係機関と連携しながら取組を進めてまいります。

○重松幸次郎議員 気候変動をめぐるリスクに対応する環境経営の支援をよろしくお願いたします。

次も地球温暖化対策に必要な資金を調達するグリーンボンドについて伺います。

国際社会では今、グリーンボンドと呼ばれる債券が急速に拡大しているようです。最近のデータでは、2019年9月時点の発行額が全世界で1,709億ドル（約18兆円）に上ったとあり、過去5年間で4倍以上というのですから、驚くべ

き増加率であります。

グリーンボンドとは、環境問題の改善に役立つ事業（グリーン事業）に用途を限定し、国や自治体、企業などが発行する債券（ボンド）のことです。

太陽光パネルの設置や植林、電気自動車の開発といった事業の資金調達のために発行され、購入した投資家らには、一定期間たつと利息とともに払い戻されるものであります。

また、投資家にとっても、グリーンボンドへ投資すると、環境問題の解消に協力的な姿勢を社会に向けて発信できるといったメリットも期待されます。CSRであります。

日本では、環境省がグリーンボンドの発行に関するガイドラインを定めた2017年から発行額が増え始めています。とはいえ、2019年時点での日本の発行額は世界全体の1%程度にすぎず、世界第3位の経済大国であり、脱炭素社会の実現を国際社会で最初に掲げた国にしては、市場規模はあまりにも小さく、政府は取組を強める必要があると、党の機関紙で知りました。

そこで、グリーンボンドの概要と発行について、総務部長に県の考えをお伺いいたします。

○総務部長（吉村達也君） グリーンボンドは、地方公共団体が気候変動へ適応していくために、防災・減災対策や環境対策の財源として共同で発行する地方債であり、本県においても、今年度初めて40億円を発行し、河川の護岸整備やしゅんせつなどの風水害対策に活用することとしております。

引き続き、国土強靱化やカーボンニュートラルの取組を計画的に進める上で、資金調達の多様化が有用であること、また、発行に当たり、従来の共同発行形式の地方債と比べ、一定程度金利が抑えられる傾向にあることから、今後も

資金需要や金利動向などを踏まえ、継続的に発行してまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 地域の自然的・経済的・社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図っていただきたいと思っております。

次も脱炭素化への取組ですが、質問の前に、皆さんは家庭の廃食油（使い終えた天ぷら油）が航空燃料（ジェット燃料）に生まれ変わることは御存じでしょうか。

我が党の機関紙によると、天ぷら油などの廃食油は従来、一部が回収されて、石けんや配合飼料、バイオディーゼル燃料などに生まれ変わってきましたが、近年、国際的に需要が高まる持続的な航空燃料（Sustainable Aviation Fuel）、略してSAFの原料の一つとして注目され、回収・再生利用の機運が高まっています。

SAFは従来のジェット燃料と比べて、製造から利用までの二酸化炭素（CO₂）排出量を最大で8割削減できると推測されております。世界全体のCO₂排出量の約1.8%（約6.2億トン）を占める国際航空分野にも脱炭素化に向けた努力が強く迫られており、SAF、そして原料となる廃食油の需要が高まっているとありました。

では、SAFの原料となる廃食油をどこから調達するか。鍵を握るのは家庭であります。全国油脂事業協同組合連合会の推計によると、飲食店など事業者の廃食油、年間約39万5,000トンのうち、約9割が回収・資源化されている一方で、家庭からの回収率は1割にも達していなかった。年間約10万トンのうち、回収できているのは、推計で僅か4,000トンしかないとあります。

今年4月の参議院決算委員会で、我が党の山

本香苗議員が「捨てるのごみだが、回収すれば資源だ。廃食油を集めてS A Fにすることを通じ、環境意識の向上と地域活性化を図る活動を積極的に推進してもらいたい」と提案。伊藤信太郎環境相から、廃食油をエネルギーとして活用する取組について、「第五次循環型社会形成推進基本計画に重要な取組として位置づけ、しっかり後押ししたい」との答弁を引き出しました。

S A Fへの取組はまだスタートしたばかりであります。しかし、廃食油の回収、バイオディーゼル燃料へのリサイクルは行われております。

そこで、廃食油の燃料への活用に関する県の取組を環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（長倉佐知子君） 議員御指摘のとおり、使用済み天ぷら油などの廃食油のうち、飲食店等から出るものは、多くが家畜の飼料やボイラー燃料として活用されておりますが、家庭から出るものの活用は僅かであり、資源の有効利用の観点から、その活用を推進していく必要があります。

このような中、県では、資源の循環利用の促進とリサイクル産業の育成を目的とした「みやざきリサイクル製品認定制度」において、廃食油を再生させたバイオディーゼル燃料を認定し、その周知を図っているところであり、既に一部の車両の燃料として活用されております。

今後とも、廃食油をはじめとした廃棄物の資源有効利用を促進するため、リサイクル製品の利用拡大に向けて、より一層取り組んでまいります。

○重松幸次郎議員 捨てるものから役立つものへ、循環社会への推進をお願いいたします。

環境森林に関する最後の質問です。

昨年11月の宮崎日日新聞の記事で、本県の県産材を使ったギターが完成したという、ユニークな取組が紹介されておりました。

国内のギターメーカーであるモーリス楽器製造さんが、国産材ギターの第1弾として、宮崎の県産材を使ったアコースティックギター（アコギ）を完成させ、高鍋町での音楽イベントで披露されるとあり、私もそのイベントに参加し、ギターを拝見してまいりました。

通常のトップクラスのギター材は、シトカスブルース（アラスカ産の松）といった輸入材を使って製造しますが、今回のギターの表トップ材には飢肥杉や地杉が採用され、サイドとバックには山桜やカゴノキなどが使われて、また表面ボディの縁際にはインレイといってパール貝の装飾が施されており、よって見た目もすごく美しく、高級感漂う逸品でございました。

杉丸太生産日本一を誇る本県の木材関係者にとっても、価値が上がり、今後大きな励みになると感じ、材料を提供された日向市細島の製材会社事務所にお邪魔いたしまして、林マネジャーさんにお話を伺ってきました。

林さんも「当社ブランドである百年木材の杉が使われ、光栄に思っています。家具や装飾品だけでなく、楽器にも活用できることは大きな自信になります。次のギター製造の材料をまた提供するということを締結したところですよ」と語られておりました。

その事務所にもうれしいことに、高級モデルのその県産ギターがあり、私は少しだけ弾かせていただきました。アコギでは一番定番の大きさであるドレッドノートボディと真新しい弦が張られたセッティングで、きらびやかな高音と柔らかな音色かつ鳴り（音量）も十分に感じてきました。

それでは、飢肥杉などの県産材を活用したギターについて、県の考えを環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（長倉佐知子君） 欧米発祥で大半が輸入材で作られているアコースティックギターについて、老舗ギターメーカーが飢肥杉などの県産材を使って製作されたことは、県産材の新たな活用可能性という観点から、木材関係者にとって明るい話題であります。

ギターの表板には、軽くしなやかで、かつ強く丈夫な木材が適しているとされており、まさに飢肥杉の特性がこの条件に当てはまることも、今回の活用につながった理由の一つではないかと考えております。

県としましては、今回のギターを好事例として、県産材がその特性を生かし、建材以外の幅広い用途にも活用できることについて、県内外への情報発信に努めてまいります。

○重松幸次郎議員 県産材のさらなる活用に期待いたします。知事のところにも表敬訪問された記事が出ておりました。私も県産材ギターの第2弾モデルを見届けて、いつかは購入したいなと思っております。

ここからは、政策要望懇談会にて県内経済団体からの要望について、毎年繰り返しになる分もございですが、お伺いいたします。

1点目は、地方創生・人口減少対策に向けた対策です。

国と地方は「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」等を策定し、地方創生へ取り組んできましたが、依然として地方では少子高齢化・人口減少が進行しております。

なお、我が国の出生数は年間75万人を切る見込みとなり、国としても非常に危機的状況にまで少子化が進行しております。

今後ますます企業での人手不足、東京一極集中の格差が懸念されます。

そこで、人口減少が進み、担い手不足も深刻化する中、地域経済の活性化に今後どのように取り組んでいくのかを知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 少子化・人口減少の急速な進行が、地域の暮らしや経済活動の衰退に直結しかねない状況の中で、本県が将来にわたって活力を維持し、発展していくためには、高付加価値化の推進や先端技術の活用、輸出促進等により、力強い産業を育成することが重要であると考えております。

このため、県におきましては、フードビジネスなど地域資源を生かした産業の振興や成長企業の育成を図るとともに、企業のデジタル化の取組への支援を通じた生産性向上や、今後の成長が期待される半導体関連企業の積極的な誘致、これらを支える産業人材の育成・確保などにも取り組んでいるところであります。

今後とも、これらの取組を関係団体等との連携の下、官民一体となって推進し、地域の産業を守り、育てながら、魅力ある雇用の創出と経済成長の好循環につなげ、人口減少下にあっても持続可能で活力あふれる宮崎の実現を図ってまいります。

○重松幸次郎議員 地域経済の活性化に向け、引き続きしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

さて2点目は、新しい資本主義の実現に向けてお伺いいたします。

政府は2024年の「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）」を決定しました。デフレから完全脱却し、成長型経済を実現させるチャンスだとした上で、新たなステージへの移行の

鍵は、「賃上げを起点とした所得と生産性の向上」と強調しました。

物価上昇を上回る所得の増加を持続させるため、「政策を総動員して賃上げを後押しし、国民一人一人の生活実感を高めていく」と明記し、その方針には、公明党の提言、主張が数多く盛り込まれておりました。

本県においても、中小・小規模事業者において、賃上げしたくてもなかなか上げるのでできない状況では、労働分配率の向上による成長と分配の好循環を実現することが難しいものとなることから、AI・デジタル化による生産性向上など、賃上げできる環境を整備することが重要だと考えております。

そこで、中小企業・小規模事業者が自発的に賃上げができる環境の整備や価格転嫁の円滑化に向けた県の取組を知事にお伺いしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 成長と分配の好循環を実現するためには、雇用の大部分を占める中小企業・小規模事業者による持続的な賃上げが大変重要であります。人材確保の必要性などから、業績が厳しい中で賃上げを行わざるを得ない企業もあり、その原資の確保が喫緊の課題となっております。

このため県では、県内企業の稼ぐ力の強化を目的として、省力化や生産性向上のための設備投資をはじめ、販路開拓、新事業展開などに支援を行うとともに、国や経済団体等と締結しました「価格転嫁の円滑化に関する協定」に基づき、労務費などのコスト上昇分が価格に適切に反映されるよう、専門家による伴走支援や機運醸成の取組を行っております。

今後とも、国や関係団体等と連携して、地域経済において重要な役割を果たしている中小企

業・小規模事業者の持続的な賃上げにつながるよう、しっかりと支援してまいります。

○重松幸次郎議員 ありがとうございます。継続して取り組んでいただきたいと思います。

次も毎年要望のある商工会・商工会議所などの組織体制の強化についてであります。

商工団体においては、地域の中小・小規模事業者の身近な支援体制機関として、伴走型の経営支援をさらに充実させるとともに、地域経済活動や地域振興の担い手という役割を果たされております。

私も個人商店経営者でしたので、会議所等の経営指導には随分助かっておりました。

そこで、商工会議所及び商工会における組織体制の強化について、県の取組を商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（川北正文君） 商工会議所や商工会は、地域経済を担う中小企業・小規模事業者による高度化・多様化する支援ニーズへの対応をはじめ、地域振興の担い手となるなど様々な役割を担っており、組織体制の強化は大変重要であると認識しております。

このため県では、市町村とも連携しながら、事務局長や事務局コーディネーターの設置に要する経費の支援をはじめ、事業者への質の高い経営支援を行うため、経営指導員が中小企業診断士の資格を取得する際の支援などにも取り組んでおります。

県といたしましては、引き続き、商工会議所・商工会の機能が効果的に発揮できるよう、国への財政面の要望も行いながら、さらなる組織体制の強化に向けて必要な支援を行ってまいります。

○重松幸次郎議員 経営指導をはじめ、地域経済の発展、にぎわいの創出、また災害復旧にも

その拠点となり得ることで御尽力いただいている商工団体への組織強化支援をよろしくお願いいたします。

続いて、海外との経済交流のさらなる促進についてお伺いいたします。

県の持続的な発展のためには、日本とは違い、人口の増加が進んでいく世界に目を向け、世界の活力を取り込み、社会・経済・産業の活性化を図ることが重要であると感じます。

このため、アジアをはじめ北米・EUなどの有望市場をターゲットに、県産品の販路開拓や観光誘客のほか、グローバル人材の育成・確保、多文化共生社会づくりの推進などに総合的に取り組む必要があると考えます。

そこで、県産品の海外輸出であります。魅力ある県産品の輸出促進について、県の取組を商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（川北正文君） 県では、昨年度改定した「みやざきグローバルプラン」の中で、「グローバル経済交流の強化」を施策の柱の一つと位置づけ、県産品輸出促進に取り組んでおります。

具体的には、新規輸出や新たな国・地域への輸出を始める事業者に対し、海外営業などに要する経費への補助や、ジェットロ等と連携したキーパーソン招聘などの支援を行っております。

また、今年度は、海外バイヤーとの国内での商談機会を求める事業者の声を受け、国内最大の輸出商談会「日本の食品輸出EXPO」に県ブースを設け、12事業者が出展するなど、新たな取組も進めているところです。

今後とも、国やジェットロ等の関係機関と一体となり、魅力ある県産品の輸出促進を支援してまいります。

○重松幸次郎議員 海外との経済交流の推進をよろしくお願いいたします。

さて、県内のインフラ整備についてお伺いします。

昨年3月に清武南インターチェンジから日南北郷インターチェンジが開通し、県南ルート、つまり日南・串間市までが、俄然近くなりました。

去る8月22日、23日に、宮崎県議会文化芸術振興会で、「歴史と食の探求・県南調査パートII」と題し、日高陽一会長以下12名で、日南・串間方面に調査に出かけました。

まだ台風第10号の影響はなかったのですが、8日の地震で国道220号宮浦地区での落石があり、国道220号線ルートを変更し、初めに樹齢約300年の国指定天然記念物である内海のアコウ樹を見学してから、清武南インターチェンジを経由して、「道の駅きたごう」や日南の日南酒造会館、飫肥城散策などをして、串間市内に宿泊いたしました。

翌日は、都井漁港での定置網漁を体験し、また幸島のお猿さんとも面会し、帰りは「道の駅なんごう」に隣接する宮崎県総合農業試験場亜熱帯作物支場有用植物園を見学、それから油津港に停泊中のクルーズ船も車窓から遊覧して、日南東郷インターから宮崎市内に帰ってきました。

県南調査においては、黒岩議員、武田議員のアドバイスに感謝を申し上げます。日南市内までが本当に近くなったと感じております。

幾度も申し上げますが、本県にとって、国内においては消費地まで最も遠く、そのため、県産品の物流や観光誘客において、地域経済の発展と個性豊かな地域活力に満ちた社会を実現する上で、重要な社会基盤であるとして

もに、災害や救急医療時においても、命の道を確保することは強く求められております。

そこで、東九州自動車道の現状と早期整備に向けた取組について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 東九州自動車道では、昨年3月に清武南―日南北郷間が開通し、新しい人流や物流が生まれるとともに、先月8日の地震発生時には、国道220号が落石により全面通行止めになる中、ダブルネットワークとして代替機能を発揮しました。

また、今年4月には、唯一の未事業化区間であった南郷―奈留間が新規事業化され、日南東郷―油津間では、日南市内の広渡川に架かる日南油津大橋工事や益安地区改良工事などの整備が着実に進んでおります。

今後とも、高速道路整備に必要な予算の確保に向けて、知事を先頭に、国に対し強く要望するとともに、早期整備に向け、全力で取り組んでまいります。

○重松幸次郎議員 ミッシングリンクの解消と4車線化、また休憩所の増設などもよろしくお願いたします。

さて、九州の東西を横断することが、九州全体の経済発展・観光の振興、そして災害復旧の命の道としての役割を担うことが急務であります。

そこで、九州中央道の現状、また早期整備に向けた取組について、再度、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 九州中央自動車道の県内区間では、4月に平底―蔵田間が「計画段階評価を進めるための調査区間」に選定され、また、県境―雲海橋の約16キロメートル区間では整備が着実に進められております。

現在、事業中区間では、調査・設計や用地買収が行われるとともに、童里トンネル工事や改良工事が進められるなど、全線にわたり工事が本格化しています。

また、6月には、西臼杵地区で総決起大会が開催され、行政や民間など約1,000人が参加し、早期整備を望む地元の機運がより一層高まったと感じております。

県としましては、今後とも、整備に必要な予算の確保に努めるとともに、国から受託している用地の先行取得を着実に進めるなど、早期整備に向け、全力で取り組んでまいります。

○重松幸次郎議員 本県までの九州新幹線ルートも望むところではありますが、まずは一日も早く高速自動車道路の早期整備に県民挙げて取り組んでいきたいと思っております。

一方の県南軸の大動脈となる地域高規格道路の都城志布志道路がいよいよ今年度内に完成する見込みとなりました。

そこで、都城志布志道路の全線開通により、どのような効果が期待されているのかを再度、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 都城志布志道路の全線開通により、都城市内の渋滞が緩和されるとともに、南九州圏域の農畜産業の活性化をはじめ、企業誘致による新たな雇用の創出など、地域経済の発展に大きく寄与するものと考えております。

また、先月8日の日向灘を震源とする地震を受け、初めて「南海トラフ地震臨時情報」が発表されるなど、大規模地震の発生が危惧される中、後方支援拠点都市である都城市を中心とした信頼性の高い強靱な道路ネットワークが形成され、迅速な救助活動や支援物資の輸送など、防災面においても様々な効果が期待されます。

県としましては、都城志布志道路の全線開通の効果を広く波及させるため、引き続き、人流・物流を支える道路ネットワークの構築に取り組んでまいります。

○重松幸次郎議員 インフラ整備の最後であります。県内重要港湾の整備は、貿易・輸送・観光の面で大きな役割を担っております。

今回は特に物流についてであります。県内の重要港湾の整備状況について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 本県の3つの重要港湾は、地域の産業や経済を支える重要な物流拠点でありますことから、地域のニーズ等を踏まえながら整備を進めているところです。

細島港では、原木等の取扱量の増加やRORR船の利用拡大に対応するため、2か所の岸壁整備を進めております。

また、宮崎港では、将来の原木輸出の増加を見込んで埠頭用地を整備するほか、安全な航路を維持するための防砂堤工事も進めており、油津港では、大型化した船舶に対応するため、岸壁の延伸工事に取り組んでおります。

今後とも、関係者等と連携を図りながら、3つの重要港湾が地域産業の競争力強化と地域活性化につながるよう港湾施設の整備に取り組んでまいります。

○重松幸次郎議員 ありがとうございます。

以上が経済団体の政策要望からの質問でありました。経済対策、インフラ整備の促進をよろしくお願いたします。

スポーツと関連して、1点だけ質問いたします。昨日も日高陽一議員からありましたが、サーフスポット木崎浜の津波避難対策についてであります。

木崎浜への道路拡幅については、これまでも

何名か質問されておりますが、しばらく道路工事が完成するには時間を要します。車での避難は無理だと考えております。

そこで、木崎浜を訪れるサーファーに向けた津波対策について、どのように取り組んでいくのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（川北正文君） 県ではサーフィンを活用した誘客に取り組んでおりますが、様々なサーフィン大会が開催される木崎浜には、多くのサーファーが訪れることから、津波対策は大変重要であると認識しております。

これまで県におきましては、木崎浜から県総合運動公園の津波避難施設に誘導する避難看板を設置するとともに、災害時には、県有のサーフィンセンターの屋外スピーカーから木崎浜のサーファーに向けて、緊急地震速報や津波注意報などの情報を発信しているところであります。

県といたしましては、引き続き木崎浜を訪れるサーファーの皆様が安心して利用いただけるよう、避難道の安全対策などにしっかりと取り組んでまいります。

○重松幸次郎議員 今回のような大きな地震が起き、津波注意報が出ると、走って逃げるしかありません。松林に入り込む道が何か所かありますが、いずれも狭く、浜から避難施設である県の陸上競技場まで数百メートル離れていて、津波のサイレンを聞きながら焦りながら走ると、転倒する人も多いと思います。世界大会が行われる国内屈指のサーフスポット、安全対策をよろしくお願いたします。

警察行政について、本部長に2問お尋ねいたします。

県警のホームページにございましたが、令和

6年宮崎県警察本部の運営方針は、「県民の期待と信頼に応える強くしなやかな警察～安全で安心な宮崎をめざして～」とあり、日夜、県民の生命・財産を守り、安心・安全な暮らしの実現に御努力いただいていることに深く敬意を表します。

本年5月、文教警察企業常任委員会で県警察学校を訪問し、規律行動訓練や逮捕術訓練、また串間警察署を訪問し、災害時の道路保全に関する復旧への行動訓練などを見せていただきました。男女問わず、いずれも気合の入った声、またきびきびした動作に、日常の厳しい訓練の成果だと感服して帰りました。間もなく県内各署に配属されると思いますが、御自身の身の安全を守りながら、治安を守っていただきたいと思えます。

一方で、少子化の影響もあると思えますが、警察官採用においては競争倍率の低下があるやに聞いており、実際に過去5年と10年前の採用試験の状況を見せていただきました。

ここ5年間の競争倍率は、ほぼ5倍以下で推移しており、10年前と比較すると、倍率は半減しているようです。本年度も厳しい状況と伺いました。

そこで、警察官の成り手不足解消のため、県警が行っている取組について、警察本部長にお伺いします。

○警察本部長（平居秀一君） 県警の取組としましては、大学・高校での採用説明会や警察業務の体験会を開催しているほか、情報発信力の高いSNSを効果的に活用し、採用試験情報や業務内容の動画を発信するなど、受験者のニーズに沿った採用募集活動を推進しております。

また、採用試験につきましては、個々の特技を生かすため、令和2年度から受験者の技術や

資格を試験の点数に加点する制度を導入したほか、今年度から、体力試験の種目数を減らした上、試験に要する総日数を短縮するなど、受験者の負担軽減を図っております。

今後とも引き続き、変容する治安課題に的確に対処するため、誇りと使命感にあふれ、多彩な能力を有する人材の確保に努めてまいります。

○重松幸次郎議員 これまでの刑法犯罪に加え、今後ますます特殊詐欺やサイバー犯罪などに対応することが考えられます。柔軟な対応をお願いいたします。

あわせて、警察官にも家庭があり、子育てや親の介護、そして自分自身のストレス解消や学習研さんをする時間など、仕事と余暇は重要だと考えております。

そこで、魅力ある職場環境づくりのための警察職員のワーク・ライフ・バランスの取得状況について、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（平居秀一君） 県警では、宮崎県警察ワークライフバランス・次世代育成支援・女性職員活躍推進行動計画に基づき、魅力ある職場環境づくりを推進しております。

まず、積極的な育児参加を促進しており、特に令和5年度中の男性職員の育児休業取得率は73.5%となっております。

また、職員の月1日以上の子次休暇取得や、夏季特別休暇の取得を徹底させております。

そのほか、多くの職員が家族と共に生活できるよう、居住地規制を緩和するとともに、私的な国内外旅行を行いやすくするための手続の簡素化を図っております。

県警が魅力ある職場として多くの若者に警察職員を志してもらえるよう、今後も職員のワーク・ライフ・バランスの充実に取り組んでまい

ります。

○重松幸次郎議員 御答弁いただいたように、県警が魅力ある職場として多くの若者に警察職員を志してもらえよう、情報発信をよろしくお願いいたします。

最後に、教育長に2問お伺いいたします。

まずは日本語教育の充実ですが、この件は昨日も日高陽一議員が質問されておりますけれども、重複を避けて伺います。

今年度から、日本語教育サポーターは日本語指導の専門性を問わないようにしたことや、授業体制を、個別に指導に当たる取り出し授業から、対象児童の側につく入り込み授業に変更されましたが、日本語教育の質を担保する意義は大きいと思います。現状はいかがでしょうか。

そこで、義務教育において日本語指導に関わる職員の資質向上について、県はどのように取組を行っているのか、教育長にお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 学校における日本語指導につきましては、県内には専門性を有する人材も多くはなく、本県で配置している日本語教育指導教員や日本語教育サポーター等の資質向上は大変重要であると認識しております。

そのため、連絡協議会を開催し、現状の取組や課題を共有するとともに、その課題に基づいた効果的な指導や支援について、県内外の講師を招き、研修を実施しているところであります。

また、特に日本語教育指導教員につきましては、担当エリアの支援の中核を担うことから、大学教授による研修を年間を通じて実施しております。

今後とも、市町村教育委員会と連携しながら、職員の資質向上に取り組んでまいります。

○重松幸次郎議員 今後ますます必要となりま

す日本語教育の体制整備をよろしく願いいたします。

最後の質問です。本年の4月11日、久しぶりに母校の入学式に参加しました。新1年生とは思えない堂々とした風貌に期待感が込み上げ、懐かしい校歌を歌い、一人で感動した入学式がありました。

歓喜の式典が終わり、上気分で体育館を後にする傍ら、ある男性PTA役員の方から呼び止められまして、「すみません、重松議員さん、少しだけ時間があれば校内のトイレを一緒に見てもらえませんか」とおっしゃったので、体育館近くの屋外トイレに案内され、見た瞬間、「えっ！」とだけ表現しますが、絶句いたしました。各棟の各階の事情も見て回りましたが、やっぱり現代のトイレ事情とは違うなど実感したわけでございます。

昨日も武田議員より学校施設の老朽化対策について質問があり、30年以上経過した県立学校が県内81%になっていて、上下水道などの設備に課題があることも考慮いたします。

私はそれ以来、九州各県の我が党の県会議員に、トイレの洋式化率や洗浄機付きの整備率の調査報告をいただいているところでありますが、どこもほぼ同じ状況で、私立学校との格差も、その件で苦慮している旨の話を聞いております。

では、県立高校のトイレ洋式化と室内整備の状況について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 県立高校のトイレ洋式化の整備率につきましては、生徒用、職員用、多目的トイレを含めまして、令和2年4月では約30.1%でありましたが、本年4月には約70.2%に達しております。

その一方で、床や壁及び温水洗浄便座等の室

内整備につきましては、配慮の必要な生徒が在籍する等の理由で、一部の高校において整備しておりますが、全体で見ると、少数の事例にとどまっているところであります。

今後とも、洋式化をさらに進めながら、学校の要望等も踏まえ、室内整備も含めたトイレの環境改善に努めてまいります。

○重松幸次郎議員 昨日も国を挙げて予算措置をしていただくように知事も要望されました。県立高校の体育館は、災害時の避難所にも指定されるわけですから、早急な体制整備は不可欠と思います。よろしく願いいたします。

以上で私の全ての質問を終了いたしますが、知事、執行部の皆様、ありがとうございます。以上で終了いたします。(拍手)

○濱砂 守議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時7分休憩

午後1時0分再開

○濱砂 守議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、県民連合立憲、松本哲也議員。

○松本哲也議員〔登壇〕(拍手) 皆様、こんにちは。県民連合立憲の松本哲也です。

質問に入ります前に、先月8日に日向灘で発生した地震、その後に襲来した台風第10号、そして、その際に発生した竜巻により被災された方々に対し、会派を代表いたしましてお見舞いを申し上げます。一日も早い復興・復旧を願い、私どもも取り組んでまいりたいと思います。

あわせて、全国各地において、地震や台風、

大雨など、様々な自然災害によって被災された方々に対しましてもお見舞いを申し上げます。

それでは、これより会派を代表して質問させていただきます。よろしく願いいたします。

最初に、平和についてお尋ねいたします。

今年の夏、パリオリンピックが開催されました。平和の祭典と言われますが、今回に限らず、開会式に国を代表して参加できず、出場資格を得ている選手は、中立な立場の選手として大会には出場できたようです。過去においても、国際政治の対立が持ち込まれ、ボイコットが行われたことがあります。

オリンピック開催中に、我が国では79回目となる原爆投下の日を迎え、平和を願う式典が開催されました。しかし、イスラエルへの対応が広島と長崎で異なったこと、そのことで6か国と欧州連合の駐日大使が参加しなかったことも問題だと私は思います。

私が質問しているこのときも紛争が起こっていることが残念でなりません。戦後79年、苦しい中に必死で生きてこられた方や悲しい思いを乗り越えて頑張ってこられた方、自分と同じくらい思いをさせたくない活動されてきた方など、それぞれに取り組む方法は違いますが、皆、世界の恒久平和を願っていると信じています。

初めに、知事に、平和に対する思いをお伺いいたします。

79年前、8月6日に広島へ、9日は長崎に原子爆弾が投下されました。黒い雨。今週月曜日の9日、長崎県の被爆体験者に対する裁判で、被爆者健康手帳の交付を求めた44人に対し、15人は被爆者と認められました。はて、15人。

昨年の広島サミットでは、「核兵器のない世界」への国際意識の高まりが見られたと感じま

した。しかし、世界では核兵器の使用の懸念が高まっています。残念ですが、一向に収まる気配が見えません。

核と人類は共存できません。私は思いを同じくする仲間の皆さんとともに、8月9日、長崎において、核廃絶と世界の恒久平和を願いました。核廃絶に向けた考えを知事にお伺いいたします。

以上、壇上からの質問といたしまして、以後は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。まず、平和についての思いであります。

さきの大戦から79年の歳月が経過し、ともすれば戦争の記憶が薄れかねない中、世界では紛争が絶えず、一般市民を巻き込み、貴い命が失われている。胸の痛む思いがしております。

私は先月、宮崎市内で開催されましたヒロシマ・ナガサキ原爆パネル展に出向きまして、高校生による被爆体験記の朗読や展示パネルの解説を拝聴しました。

地元の高中生から原爆について説明を受けたということは、広島出身の私にとりまして大変感慨深く、また、平和への思いがこうした形で宮崎の若い世代にもつながっていることを実感でき、すばらしい取組だと感じましたし、こうした体験の継承の在り方ということで、大きな希望であり、勇気もいただいたところであります。

直接戦争を経験した方も、またそういう方々から直接話を聞いたような我々の世代も、いずれいなくなるわけであります。今を生きる者の責務として、戦争の記憶や平和の尊さ、価値観が異なる他人を思いやることの大切さを次の世代に伝えるとともに、身近にある人権問題等の解消にも努めていく必要があると、そのように

考えております。

次に、核廃絶についてであります。

今年6月、松本議員をはじめとする議員の皆様とともに、県内在住の被爆者の皆様とお話をする機会をいただきました。

被爆者の会の方々をはじめとする関係者の皆様、日頃から熱心に活動しておられることに対し、深く敬意を表するとともに、幾多の困難を乗り越えてこられた方の生の声というものは非常に重く、この声をしっかり次の世代に引き継いでいくことが大切であると改めて認識したところであります。被爆の経験を伝えるこの方々も、時の経過とともにこれをどのように将来にわたってつないでいくか、大変重い課題であろうかと考えております。

今年は、映画でいうと、アカデミー賞の作品賞などを席卷しました「オープンハイマー」を私も鑑賞いたしました。

原爆による被害の直接的な描写がないということが話題となりましたが、原爆開発者の苦悩というものがしっかりと描かれた映画だと感じておりますし、また、リバイバル上映されましたアニメ映画ですが、「風が吹くとき」という核戦争の恐怖を直接的に描いた映画も鑑賞し、改めてこのような映画の形で核の問題について様々な問題提起がされている、そして伝えているという思いというものを受け止めたところであります。

現在、世界終末時計が2年連続で過去最短となる「残り90秒」を示しております。我が国は、唯一の戦争被爆国として、核軍縮の進展に向けて国際社会をリードしていく責任があることから、国において、現実的かつ実践的な取組がこれまで以上に力強く進められることを期待しているところであります。以上であります。

〔降壇〕

○松本哲也議員 ありがとうございます。オープンハイマーの涙、謝罪の言葉。被爆者の方は、また被爆体験者の方はどう受け止められたのかと思います。私も胸が痛みます。被爆国に生きる私たちは、核のない世界を希求し、核も戦争もない平和な21世紀を次の世代に渡さなければならぬと強く思っております。

さて、厚生労働省の調査によりますと、原爆被害者の平均年齢は85歳を超えたとのことです。戦争体験者も高齢となっています。直接体験談を聞く機会が少なくなり、語り部としての活躍も徐々に困難になっていくのではないのでしょうか。その継承にどう取り組むのか。また、県内各地で保存されている貴重な資料なども保存がどのようになっているのか、さらなる記録は存在しないのか。今これらの保存や継承に必要な策を講じなければならない時期だと感じます。

福祉保健部長に、戦争に関する記録の保存や戦争体験の次世代への継承のために、どのように取り組んでおられるのかお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 戦中戦後に県民が体験した事実ですとか、戦没者の御遺族の思いを次世代に伝えるために、県では、遺書や千人針等の遺品や資料を収集いたしまして、宮崎市内の平和祈念資料展示室で展示を行っております。また、ホームページ「宮崎の戦争記録継承館」では、これらの一部や戦争体験者の証言映像等を御覧いただけるほか、学校に出向きまして、語り部による講話や朗読劇の上演を行っております。

近年は、戦争体験者が高齢化しておりますため、遺品の収集や体験談を直接伝えるのが年々難しくなっていくことが課題でございます。

今後とも、戦争体験者と次世代の語り部の座談会を行うなど、関係者の意見も聞きながら、継続的な資料の保存あるいは体験の伝え方を工夫してまいりたいと考えております。

○松本哲也議員 それでは、平和学習についてお尋ねいたします。

原爆被害者や戦争を体験された方などによる体験談を聞く機会やその学習から劇の発表、修学旅行など、県内の小中学校において様々な平和学習が行われていると承知しております。

延岡市では、空襲により犠牲となられた先生への追悼慰霊祭が行われ、生徒は「世界平和のために努力することを誓う」と慰霊の言葉を述べています。小中学校におけるこのような学習こそ大切であると考えます。

教育長に、小中学校などにおける平和学習の現状についてお尋ねいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 小中学校等の平和学習の現状は、例えば、学校行事において、空襲のあった日に合わせて戦争体験者の講話を聞くなどの学習に取り組んでおります。

一方で、戦争体験者の高齢化等により、生の声を聞く機会は減少しつつあることから、昨今では講話を収めた動画を視聴するなど、時代に即した形の学習にも取り組んでいるところであります。

また、社会科をはじめ、国語や道徳の授業において、過去の戦争だけでなく、今起きている紛争等にも目を向け、平和な社会を築くために日本や自分はどうしていくべきか、深く考える学習に取り組んでおります。

来年、戦後80年を迎えるに当たり、平和を守ることの大切さや不戦の誓いを改めて心に刻む好機とし、これからも平和学習を推進してまいります。

○松本哲也議員 それでは、世界で核実験が相次いだことに危機感を募らせた長崎の市民は、1998年に長崎の高校生2人を国連本部に派遣し、核兵器の廃絶を直接訴えることにしました。高校生平和大使の始まりです。今年度、第27代の高校生平和大使が決定し、8月、国連欧州本部に派遣されました。本県からは、第24代のときに1人が選出されております。

本県では、高校生が1万人署名活動に取り組み、知事からも御紹介がありましたが、原爆パネル展のガイド役を務め、これからの語り部としての期待が高まっております。

しかし、その活動や仲間の広がりには苦勞も多いようで、高校生の活動を支援する取組も展開されています。

そこで、高校生の平和に向けた自主的な活動を県教育委員会としてどのように捉えているのでしょうか、教育長にお伺いいたします。

○教育長(黒木淳一郎君) 高校においては、地理歴史科や公民科をはじめとする各教科の授業はもとより、全ての教育活動を通して、主体的に平和への学びを深める学習を行っております。このような学びから、平和を求める署名活動や戦争体験者の声を伝える活動に取り組んだり、核兵器廃絶と平和の願いを国連に届ける、今御紹介のありました高校生平和大使となった生徒もおります。

未来の担い手となる高校生が自主的にこのような活動をするには、戦争の悲惨さや平和の尊さを自分事として捉え、次世代に伝える大きな役割を果たすものであります。

県教育委員会といたしましては、今後も国際社会の平和と発展に寄与する人材の育成にしっかり取り組んでまいります。

○松本哲也議員 何点か平和行政についてお尋

ねしてきました。来年、戦後、そして被爆から80年を迎えます。

改めて知事にお伺いいたします。戦後80年に向けての知事の思いと、どのように取り組まれていくのかをお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 来年は戦後80年、昭和でいうと100年という大きな節目を迎えます。この間、大変長い時間が経過したということを変更して感じさせるものであります。

私は8月15日に開催されます「戦没者を追悼し平和を祈念する宮崎県民の集い」に毎年参加しております。そのたびに、私たちが長きにわたり享受している平和と繁栄というものが、戦争による数多くの方々の貴い犠牲の上に築かれているということを実感するものであります。

世界情勢が不安定な今こそ、一人一人が平和の尊さを改めて認識し、次の世代に平和な社会を引き継ぐことが、今を生きる私たちの使命だと考えております。時間の経過とともに、その継承の在り方には、様々な工夫が必要であろうかと考えております。

例えば先日、ブラジル県人会の報告がございましたが、1世の皆さんの思いというものを2世、3世、4世がしっかりと引き継いでいくということも大事でしょうし、例えば先日の地震もございましたが、そういう地震の記憶を、350年前の外所地震の教訓を定期的な石碑建造により伝えていこうと、そのような取組もあるわけでありませう。

先ほど教育長が答弁しましたような戦争体験者の証言を映像で残す、そのようなやり方もありませうし、今であればバーチャルリアリティなどのICT技術を活用し、その思いというものを伝えていく、そういう様々なやり方があるかと考えております。

戦争の記憶、平和の尊さ、これからも幾ら時間が経過しようとも、今を生きる我々の責務として、しっかりと将来世代につないでまいりたい、そのように考えております。

○松本哲也議員 ありがとうございます。県として、来年80年の節目の年に、平和を願う具体的な取組がなされることも期待しております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは次に、地方自治法改正についてお尋ねいたします。

これまでも地方分権の推進について、機会あるごとに質問してまいりました。そのたびに丁寧な御答弁をいただいております。

しかし、今回、通常国会の議論から疑問が残ったのは私だけではないと思ひます。

今回の改正は、想定できない事態を想定し、立法事実がないことや地方分権改革の成果を無にして、対等・協力を上下・主従へと逆行させ、憲法が保障している地方自治体の本旨を損ないかねないこと、そして補完的指示権の要件や範囲が不明確で、時の内閣の恣意的な判断による乱用が懸念されることなど、地方自治の根幹に関わる重大な問題が残ったと思ひております。

行使対象となる具体的なケースを伺っても、「現時点で想定し得るものはない」とのことです。法律の必要性の根拠である立法事実を示すことなく、一体何のための改正なのかと思ひます。

知事は今回の地方自治法改正をどのように受け止めていらっしゃるのでしょうか、お伺ひいたします。

○知事（河野俊嗣君） 今回の改正は、新型コロナ対応等で直面した課題を踏まえまして、大規模な災害や感染症の蔓延など、国民の安全に

重大な影響を及ぼす事態に対する特例として、個別の規定では想定されていない事態に適切に対応するため、国が地方に対し補完的指示を行うことを規定したものでありまして、そのような必要性については理解しております。

一方で、御指摘のような地方自治の本旨、地方分権の意義を踏まえ、地方の自主性及び自立性が十分に発揮されるよう、その運用に当たっては、地方への十分な配慮が必要であると認識しております。

このため、全国知事会においても、国の補完的指示は、事前に地方と協議・調整を行う運用とすることや、必要最小限度の範囲とすることなどを国に要望し、衆参両院採決の際には、その申入れに沿った附帯決議がなされたところであります。

県としましては、引き続き、全国知事会等と連携を図りながら、地方自治の本旨に沿った分権改革の推進について要望を行ってまいります。

○松本哲也議員 新型コロナの対応が、指示権拡大の必要性を説くのに持ち出されたことも違和感はありました。神奈川モデルと呼ばれる自治体中心の対応がありました。災害では、熊本地震の際に、体育館への避難を知事が拒否したことが、天井板の落盤による事故を未然に防いだということもあります。最も効果的な判断は現場にあります。

私は、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態にこそ、知事のリーダーシップが求められていると考えます。再度、知事の思ひをお伺ひいたします。

○知事（河野俊嗣君） 我が国は、新たな感染症をはじめ、南海トラフ地震等の大規模な自然災害、さらには世界規模での気候変動、激変す

る国際情勢など、これまで想定されなかったような様々なリスクにさらされております。

このような国民の安全に重大な影響を及ぼす事態にあっても、まずは住民に身近な地方自治体が現場の状況や地域の実情に応じ、迅速に対応しながら、国との連携や役割分担により、適切な対応を講じていくべきものと考えております。

私は、知事就任以来、常在危機という意識を徹底しようと、そういう呼びかけをして、県民の命や暮らし、経済を守ることを使命と考えまして、これまで家畜伝染病や新型コロナなど未曾有の危機事象に対し、全身全霊で対処してきたところでありまして、先般の日向灘沖の地震や台風第10号の発生時においても、速やかに対策本部を立ち上げ、私が先頭に立って必要な指示や県民への呼びかけを行ってまいりました。

今後とも、あらゆる危機事象を想定しながら、県民の皆様が安心と希望を持って暮らすことができる宮崎づくりに向けて、強いリーダーシップを発揮し、着実に県政を進めてまいります。

○松本哲也議員 「知は現場にある」、今後の知事の強いリーダーシップを期待いたします。

次に、7月、8月にかけて、アメリカ軍輸送機オスプレイが延岡市上空を低空飛行した件についてお尋ねします。

7月25日の夕方、私は延岡市でちょうど自動販売機の前に立っていました。そのとき、物すごい音が近づいてきました。びっくりして周りを見ても分からない。上でした。本当に私のほぼ真上をけたたましい爆音を響かせて物体が飛んでいます。瞬間にオスプレイと思いました。4機をはっきり見ました。「なぜ飛んできたのか。この低さは何だ！」。

その後に近隣住民から届く驚き、そして恐怖の電話、飛行した方向から、北川の河川上空を北上したものと推測しました。オスプレイの低空飛行はその後も続き、多くの延岡市民、県民が不安な日々を送りました。県当局は、県民の不安な声を把握していると考えます。

知事にお尋ねします。今回のオスプレイの低空飛行事案に対し、県はどのように対応されたのでしょうか、知事の考えも併せてお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 県では、7月22日に延岡市からオスプレイの低空飛行事案があったとの連絡を受け、直ちに九州防衛局に対し事実関係を確認するよう要請しております。26日には延岡市から簡易テントが損傷したとの連絡があったことから、当日中に、県民の安全・安心な暮らしが脅かされることのないよう、再発の防止を含めた申入れを国に対し行っております。

その後、8月6日に九州防衛局から、今回の事案は米軍独自の訓練であったということや、国が米側に対し改めて地域住民への配慮を求めたこと、今後、米軍独自の飛行訓練を本県で実施するとの情報を知覚した場合は、県や関係自治体に対し連絡を行うなどの再発防止策が説明されたところであります。

私としても、県民の安全・安心を確保する観点から、市街地等を低空で飛行するという今回の事案は看過できないものと考えております。

国が示した再発防止策が確実に実施されているか注視するとともに、今後、米軍独自の訓練であっても、県民の安全・安心な暮らしが脅かされることのないよう、引き続き、国に対して責任ある対応を求めてまいります。

○松本哲也議員 昨年11月、オスプレイは鹿児

島県屋久島沖で墜落しています。その後、事故原因が明らかにされない中、今年3月には飛行停止措置が解除となりました。もし墜落したらと考えたとき、大惨事は免れません。特定利用空港や港湾が新たに追加されたことなども不安材料です。県民の生命・財産を守るため、飛行中止を求めて、毅然とした態度で取り組んでいただくことを強く要望いたします。

次に移ります。南海トラフ巨大地震についてお尋ねします。

私たちの会派は先月、仙台市において開催された研修で、東北大学災害科学国際研究所、栗山進一所長の「仙台防災枠組みから見る能登半島地震の状況、自治体の課題」と題した講演、震災遺構 仙台市立荒浜小学校を視察しました。

東日本大震災から13年が経過し、復興状況はもとより、災害に対する新たな備えなど、現地ではか気づくことができないことがあるのではないかと考えました。

また、今年の元日に能登半島地震が発生したことで、南海トラフ巨大地震への備えとして、本県延岡市出身で、東北大学災害科学国際研究所、遠田晋次教授に御教示いただくため、大学を訪ねました。遠田教授は、能登半島地震や熊本地震をはじめ、国内において発生した地震の解説などを数多く担われておりますので、教授の視点から、改めて宮崎県における備えについて学ばせていただきました。

訪問することの快諾をいただいた後、先月、日向灘にて地震が発生しましたので、地震に合わせ、国内で初めて出された南海トラフ地震臨時情報などについても併せて御教示いただいたところです。

そのときにおける学びや気づきから、南海トラフ巨大地震について何点かお尋ねいたしま

す。

まず、知事にお尋ねします。今回の南海トラフ地震臨時情報「巨大地震注意」の発表を受け、県はどのように対応したのでしょうか。また、発表に対する県民や県外客の受け止めについて、どのように感じられたのかお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 今回初めての発表となります南海トラフ地震臨時情報については、どのような行動を取ればよいか戸惑った県民の方も多かったものと思われま

す。このようなことから、県では発表を受けて、メディアやSNS、ホームページ等を通じて、県民の皆様に対し、日常生活を維持しながら、日頃からの地震への備えの再確認を行うことや、発災後すぐに避難できる準備をするよう呼びかけるとともに、外国人相談窓口の設置等について情報発信を行ったところであります。

一方で、呼びかけの期間がお盆と重なる中、イベントの中止や、県外からの帰省・観光の自粛による大量の宿泊キャンセルが発生するなど、経済的に大きな影響を受けており、国民に対する周知の在り方というものもありますし、このような情報が発表された場合の受け止め方、その準備も含めて、様々な課題があったものと考えております。

現在、国においては、この臨時情報に関し、「平時からの周知・広報」「発表時における呼びかけの内容」「自治体や事業者等における防災対応」の項目について、関係者にアンケートを行いながら検証が進められているところであります。

今後は、この検証結果も踏まえ、国に適切な対応を求めるとともに、しっかりと連携を図りながら、より分かりやすい情報発信や啓発、そ

して、このような地震に対するリスクへの備えというものをしっかりと強めてまいります。

○松本哲也議員 御答弁にありましたように、経済的な打撃は大きいと受け止めています。各方面から様々な要望が届いていると認識しております。定例会において補正予算等が追加提案された際に、しっかりと議論、審議させていただきたいと思っております。

次に、仙台市を車で走りますと、海岸線に並行して、かさ上げ道路が整備されていまして。堤防の機能を持つこの道路は、津波被害を大幅に軽減させる多重防御の要と位置づけられています。本県において、一ツ葉有料道路や県道302号高鍋美々津線が浮かんだところですよ。

さらに、かさ上げの材料として、県内各地の多くの河川で除去されている堆積土砂は活用できないのだろうかとも考えたところでした。いざにいたしましても、本県の道路は地震や津波に耐え得るのかと改めて思ったところですよ。

そこで、災害に強い道路ネットワークの構築に向けた取組につきまして、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 先月8日の地震では、日南市の国道220号で落石による全面通行止めが発生しましたが、ダブルネットワークを形成する東九州自動車道が迂回路の役割を担ったところであり、いざというときにこそ機能する道路ネットワークを早期に構築する必要があると改めて認識いたしました。

県ではこれまで、緊急輸送道路の整備を重点的に進めてきたところであり、併せて、災害を未然に防止するのり面の防災対策や橋梁の耐震対策、電線の地中化にも取り組んでおります。

南海トラフ地震の発生する確率が高まる中、県としましては、引き続き国に対し必要な予算

の確保を強く訴え、強靱で信頼性の高い道路ネットワークの整備に取り組んでまいります。

○松本哲也議員 では今回、日向灘で地震が発生しましたが、県は南海トラフ巨大地震の被害想定の見直しについてどのように取り組まれるのか、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（児玉憲明君） 人的被害や建物被害など、県の南海トラフ巨大地震の被害想定については、これまで国の被害想定の見直しを受けて改定を行っており、現在の被害想定は令和元年度に見直したものです。

現在、国において、最新の知見や評価を踏まえた被害想定の見直し作業が進められており、昨年度中に取りまとめられる予定でしたが、今年発生した能登半島地震や、今回発表された南海トラフ地震臨時情報を受けての対応等について、追加で検討されることとされたため、国の議論が大幅に遅れております。

県の被害想定については、国の見直しの進捗状況を見ながら更新する必要があると、今年度は、津波の浸水区域や深さなどを示す津波浸水想定について更新したいと考えております。

○松本哲也議員 災害発生時には、やはり自家用車を使用して、より遠くへ、より高台へと避難することが考えられます。観光客や特に外国人の方は、どこに、どの方向に逃げるのか、近くに避難できる場所はどこか、一目で分かる対策が必要ではないでしょうか。信号や電柱、街灯などに、この場所が分かる地名表示や、海岸からの距離や方角、浸水高や避難ビルの所在など、いつでも、どこでも、誰でも確認できるアナログ的な対策が必要と考えます。今後、御検討いただくことを期待しております。

さて、東北大学の遠田教授は、南海トラフ巨大地震への備えが大切であることはもちろんで

すけれども、硫黄山や阿蘇山周辺における本県内陸部の対策をしておく必要があるというふうにおっしゃいました。火山性微動などからしますと、本県の内陸部対策はどのようになっているのか、遠田教授の御教示から大変気になるところです。

再度、危機管理統括監に、内陸部における地震への備えについて、県はどのように取り組んでおられるのかお伺いいたします。

○危機管理統括監（児玉憲明君） 本県においては、南海トラフ地震や日向灘地震といった海溝型地震のみならず、昭和43年に発生したえびの地震を例とする内陸型の地震への備えも必要であることから、新・宮崎県地震減災計画では、内陸型地震も想定し、計画を策定しております。

県ではこれまで、この減災計画に基づいたハード・ソフト両面での防災対策に取り組んでおり、内陸型地震の懸念される県西地区においても、インフラの整備をはじめ、県総合防災訓練の開催や、防災士の派遣による地区防災計画の策定支援、内閣府の事業を活用した個別避難計画の策定支援などを行っております。

今後とも内陸型地震への備えについて、様々な観点から防災対策に取り組んでまいります。

○松本哲也議員 今、災害に対する備えに対して、県民の関心が非常に高くなっていると感じています。遠田教授は内陸部への影響、また、京都大学防災研究所の山下裕亮助教は、日向灘で発生した地震の「割れ残り」を指摘されています。計画の見直しにおいても、県民を対象とした講演会の開催などの実施は、非常に啓発に有効かと考えます。

地震に備えるために、専門家の招聘による講演会の開催など、県民への啓発を広く行う必要

があると考えますが、その見解について、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（児玉憲明君） 議員御指摘の今回の地震による内陸部への影響をはじめ、震源域プレートの「割れ残り」やスロー地震の活動活発化等も専門家から指摘されており、これら様々な知見も活用しながら、事前の備え等について広く啓発を行うことは、重要な取組であります。

また、今回の日向灘沖地震では、南海トラフ地震臨時情報「巨大地震注意」が発表されましたが、臨時情報の仕組みや県民が取るべき行動の周知が不十分であったことから、国と連携し、分かりやすい情報発信や啓発に取り組む必要があると考えております。

県としましては、今回の地震や台風を災害について改めて考える契機として捉え、防災イベントや講演会の開催等、様々な機会を通じて啓発を行ってまいります。

○松本哲也議員 定例会開会日、知事の県政報告では、「今回の地震や台風の被災体験こそ、防災対策をさらに強化する契機とすべき」とありました。想定外をなくす対策、このことを期待しております。

次に、熊本県山都町における産業廃棄物管理型最終処分場についてお尋ねいたします。

このことは、令和4年8月ぐらいから様々な報道等により計画が明らかとなり、その後、9月に、事業者から環境影響評価として配慮書の手続が開始されました。

しかし、配慮書の縦覧期間終了を待たずして事業者が手続を取り下げ、2年ほどかけて計画を練り直し、提出することとなっている、そのような流れであると認識しております。

この問題は、熊本県だけに限らず、本県の

五ヶ瀬町から高千穂町、日之影町、延岡市から日向灘へと流れる五ヶ瀬川の源流となりますので、本県には大変関係の深い計画であり、看過できない状況にあります。

2年が経過しようとしています。地元、熊本県山都町の住民はもちろんのこと、西臼杵3町や延岡市の県民の方からも、この間の推移や今後の状況に対する不安な声が届きました。

そこで、環境森林部長に、熊本県山都町の廃棄物最終処分場の設置計画について、見直し表明後、2年間の動きと県の取組についてお伺いいたします。

○環境森林部長（長倉佐知子君） 御質問の最終処分場の設置計画の見直しについて、事業者を確認しましたところ、現在、設計・コンサルタント等の委託業者、専門家等との打合せや他の施設の視察を行っているとのことでした。

また、スケジュールとして、当初、令和5年度から6年度にかけて設置計画の見直しと事前の環境影響調査を行い、令和7年3月頃に住民説明会を開催する予定としておりましたが、見直し等にはさらに2年以上かかる見通しであり、完了のめどは立っていないとのことでもあります。

県としましては、事業者による設置計画の見直し表明以降、定期的に熊本県や事業者に対して、見直しの進捗状況を確認するとともに、その情報を関係市町に提供してきたところでもあります。

○松本哲也議員 しっかり情報収集などがされていることには安心いたしました。大切なのは、今後も継続して、情報収集など県として対応いただくことです。あわせて、必要に応じて、宮崎県民に対して情報提供などを行っていただきたいと思いますと考えております。

再度、環境森林部長に、今後の設置計画について、県としてどのように対応していかれるのかお伺いいたします。

○環境森林部長（長倉佐知子君） 県としましては、処分場の下流に当たる五ヶ瀬川流域の住民の方々の不安の声に耳を傾け、住民の安全・安心が図られますよう、引き続き、情報収集や関係市町への情報提供に努めるとともに、熊本県を通じて、事業者に対し、本県の関係市町や住民への説明責任をしっかりと果たすよう求めてまいります。

○松本哲也議員 私も現地に伺いました。大自然に囲まれた神話の山という表現そのままです。大切な自然環境をしっかりと守り、将来に引き継ぐ、そのような役割があると考えております。よろしくお伺いいたします。

それでは次に、再造林率日本一に挑戦する上で、2点お尋ねします。

7月2日に施行されました宮崎県再造林推進条例は、森林の多面的機能を発揮させ、県民の安全・安心で豊かな暮らしを実現することを目的としています。再造林に特化したものとしては都道府県初の条例ということで、県民一丸となって日本一を目指してまいります。

また同日、林業関係者約500人が参加した宮崎県再造林推進決起大会を開催し、再造林推進宣言を採択したことは記憶に新しいところです。

この条例の前文に「森林の多面的機能の低下が懸念される」とあります。様々な考えがあり、再造林は大事であります。再造林が全てではないと考える方もいらっしゃいます。また、林業採算性が高い森林とそれ以外の森林について明記されているものの、スタート時点における機運をさらに高めるために、丁寧な説明なども必要ではないかと考えます。

そこで、再造林を進める上では、木材生産機能に加え、森林の持つ公益的機能の発揮が重要であると考えます。この点について、県の考えを環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（長倉佐知子君） 森林は、木材生産機能だけでなく、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全などの公益的機能を有しており、これらの機能を持続的に発揮させていくことが大変重要であることから、人工林については、伐採後、適地適木を旨として、的確な更新を図り、森林として回復させる必要があります。

このため県では、採算性の高い森林は再造林を進め、それ以外の森林は広葉樹林への誘導を進めるなど、公益的機能を重視した森林（もり）づくりに取り組んでいるところであります。

今後とも、森林の多面的な機能を持続的に発揮させるため、多様な樹種や林齢で構成された豊かな森林（もり）づくりに取り組んでまいります。

○松本哲也議員 また、放置された森林を市町村が代わって管理する森林経営管理制度がスタートして6年目ですが、森林所有者の意向はどのようになっているのか、高齢化や県外在住などにより手入れが行き届かず、現地での境界が不明といったことは起きていないのか、大変気がかりです。

加えて、今年の4月からは相続登記が義務化されましたので、共有林をはじめとして、森林所有者の登記ができているのか、再造林を進める上では、しっかりとした対策が求められていると思います。

所有者不明森林や相続未登記森林の解消に向けた取組について、再度、環境森林部長にお伺

いたします。

○環境森林部長（長倉佐知子君） 再造林を推進する上で、森林の集積・集約化を図っていく必要がありますが、所有者不明森林や相続未登記森林はその妨げになることから、解消に向けた対策が急務であります。

このため県では、所有者不明森林について、地域の同意など一定の条件の下、意欲ある林業経営者への所有権移転を可能とする仕組みづくりや、相続未登記森林において、簡易な手続で名義変更できる特例の創設など、相続登記が円滑に進むような対策の検討について、今年度、国に要望したところであります。

引き続き、国の動向を注視しながら、集約化等に向けた新たな仕組みづくりを検討するなど、再造林を推進するための取組を進めてまいります。

○松本哲也議員 どうぞよろしくお願ひいたします。

次に移ります。今回、改正されました食料・農業・農村基本法についてお尋ねしたいと思います。

基本法の制定から25年、食料自給率の低迷や農業従事者数・農地面積の減少、農業・農村の弱体化を招き、国民の食の安全・安心は危機に直面していることなどに対する検証が不十分であること、また法案における基本理念や基本的施策の書きぶりが曖昧であったという問題点が浮上して、国会において様々な議論がされたところであります。

そのことからしましても、よりよい農政の構築に向けた取組がいかに重要であるかということを表していると考えます。議論の末、法案審議で明らかとなった課題については、国民に対して食料を安定的に供給するため、食料自給率

の向上に努めることや、麦や大豆などの生産の拡大、それに農業の収益性の向上などを政府に求める附帯決議として可決されています。

知事にお伺いいたします。今回の食料・農業・農村基本法の改正をどのように受け止めているのかお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 食料・農業・農村基本法の改正は、世界の食料需給の変動、地球温暖化の進行など、我が国の農業を取り巻く情勢の変化に対応するためのものと承知しております。

改正の主な内容につきましては、基本理念として、「食料安全保障の確保」や「環境と調和のとれた食料システムの確立」などが掲げられておりまして、基本的施策として、環境への負荷の低減の促進、スマート技術等を活用した生産性の向上などが位置づけられております。

本県では、第八次宮崎県農業・農村振興長期計画において、あらゆる危機事象に負けない農業や、スマート化による賢く稼げる農業の推進などにより、「持続可能な魅力あるみやざき農業」の実現を目指しており、今回の法改正は、こうした本県の取組を後押しするものと期待しているところであります。

県としましては、先月スタートしました国の食料・農業・農村基本計画の策定に向けた審議の動向を注視しつつ、基幹産業である農業の振興にしっかり取り組んでまいります。

○松本哲也議員 ふだんから食料自給率を高めて備蓄しておくことが食料安全保障ではないかと思えます。我が国は米の生産力は十分にあるはずなので、水田をフル活用すれば、米は今の800万トン程度から1,200万トンは作れるというのを伺ったことがあります。そうすれば、しばらくは日本人がしっかり食べられるだけの

備蓄が米中心にできるとのことです。

米を取り上げましたが、農業県である本県は、その先頭に立って取り組む必要があると考えます。国民が必要とし、消費する食料はできるだけ国内で生産すること、国消国産が重要になっていると考えます。

それでは、農政水産部長に、我が国の食料自給率の向上に向けて、本県がどのように貢献していくのかお伺いいたします。

○農政水産部長（殿所大明君） 食料供給の多くを海外に依存する我が国の食料自給率は、令和5年度のカロリーベースで38%と諸外国と比較して低く、昨今の国際情勢等の影響により、国民の食料安全保障への関心が高まっていると認識しております。

このような中、農業を基幹産業とし、全国第6位の農業産出額を誇る本県は、将来にわたって、国民に安定的に食料を供給する責務があると考えております。

このため、担い手の確保・育成や農地集約等により効率的な生産基盤を確立するとともに、スマート技術の活用等を進め、農業の生産力の維持・強化に取り組んでおります。

これらを通じて、食料供給基地としての本県の役割を果たし、我が国の食料自給率の向上に貢献してまいります。

○松本哲也議員 水田の畑作化だけでなく、農地の転用などが進んでいることも心配します。

それでは、種子について伺います。

現実として、その多くが外国産に頼っていると言えます。種子の輸入が途絶えると作物は作れなくなり、自給率はさらに落ち込むにもかかわらず、種子の安定供給については、今回の改正では明記されませんでした。

食料安全保障の観点からも、種子の安定供給は重要だと考えますし、法改正においても、附帯決議で「安定的な農業生産活動のためには安定的な種子の供給が重要であることに鑑み、その安定的な供給を確保するため地方公共団体等と連携して必要な取組を推進すること」と付されております。昨今、米不足が話題となっており、非常に関心が高いと考えます。

そこで、農政水産部長に、本県における水稻種子の安定供給のための取組についてお伺いいたします。

○農政水産部長（殿所大明君） 本県では、水稻などの主要農作物の安定的な生産や品質の確保を目的に、県やJAグループ等で構成する宮崎県産米改良協会を設立しております。

水稻種子につきましては、県が当協会に委託し、種子の需要量を調査するとともに、選定された農家が、県が指定する水田において種子を生産しております。

また、県の審査員が、指定水田の管理や生育状況、生産された種子の発芽率などを審査し、合格した優良な種子が供給されています。

今後とも、生産者が求める品種や需要量を踏まえ、関係団体と連携を図りながら、水稻種子の安定供給に取り組んでまいります。

○松本哲也議員 今回、法改正とともに、農業関連法案も相次いで成立しています。その一つに、有事を想定し、農業生産者への罰則を定めた食料供給困難事態対策法があります。私は、農業への支援策を強化して、学校給食の無償化などにより自給率を高めることが、ひいては平和への道であり、命と暮らしを守ることに繋がると考えております。どうぞよろしくお伺いいたします。

それでは次に、樋門の操作についてお尋ねい

たします。

樋門操作の委託業務が今年度、新富町で一部断られ、県職員が代わって操作をするようになったと伺っております。

理由の一つに、近年は大雨で川の水位が急変し、樋門の開け閉めを判断するのが難しく、また、操作を行う消防団員も不足していることなどがあるようです。加えて、風雨が激しい場合でも操作を行うことがあり、樋門操作を行う際の現場は危険で苛酷な状況と言えます。

さらには、樋門へは狭い堤防を往来することがあり、突風によっては増水した河川側への転落の危険性もあり、非常に心配されます。

これまでも樋門の自動化に取り組まれていることは認識しております。今後、早急に、そして積極的な改善が必要であることから、県土整備部長に、県管理河川における樋門の自動閉鎖化と遠隔操作の見通しについてお尋ねいたします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 県が管理する樋門では、操作員の負担軽減や安全の確保を図るため、水圧により自動的に閉鎖するフラップゲートによる自動閉鎖化に積極的に取り組んでおります。

今年度は、一ツ瀬川や五ヶ瀬川など16の河川において、26基の設計や工事を進めることとしており、今後も激甚化・頻発化する水害や操作員の高齢化等を踏まえ、市町村の意見も伺いながら、樋門の自動閉鎖化を推進してまいります。

また、離れた場所から樋門操作を行う遠隔操作化は、有効な手段の一つではありますが、不測の事態のバックアップ体制など運用上の課題もあるため、引き続き国の動向を注視してまいります。

○松本哲也議員 よろしくお願いたします。

それでは次に移ります。令和9年度の開催が正式決定しました、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会についてお尋ねいたします。

現在、資材や人材の確保、物価の高騰など、県内外において公共工事の進捗にも影響が出ているようで、今後、県内各地で進められている施設の整備や進捗への影響が心配されます。

また、県体育館の建設においては、延岡市が駐車場の確保を行うこととなっておりますが、本体の完成だけでなく、周辺の進捗状況など、全体スケジュールにも影響がないのか気になるところです。

さらに、最近の競技によってはビデオ判定を求める場面などが増えているのも気になっておりまして、県体育館はバレーボール競技の会場ですので、大型映像装置は、チャレンジの状況を選手だけでなく会場内で見えるスポーツが楽しめるためにも、今、求められている設備ではないかと思えます。

国スポ開催後の各種大会の誘致にも強みとなります。加えて、武道などで使用する畳やマットの配備は、災害時の避難所としても有効活用できますので、様々な面から活用に向けた整備がされることを願っております。

宮崎国スポ・障スポ局長に、県体育館、アスリートタウン延岡アリーナの施設整備の進捗状況と、今後の活用に向けた様々な準備の状況についてお伺いたします。

○宮崎国スポ・障スポ局長（山下栄次君） アスリートタウン延岡アリーナにつきましては、現在、メインアリーナの建設中であり、資材高騰の影響や施工方法の変更等はあるものの、国スポの本大会の前年度から開催されるリハーサ

ル大会に間に合うよう進めております。

駐車場につきましては、全体で約800台を確保することとしており、県で整備する敷地内の駐車場と延岡市で整備する敷地外の駐車場により、リハーサル大会までに必要な台数を確保できる見込みです。

御指摘のありました大型映像装置は、国スポ・障スポの基準や条件にないため、大会に向けた設置の予定はありませんが、必要に応じて取付けが可能な仕様となっております。

なお、災害時の活用につきましては、アリーナが市の指定避難施設でもあることから、市が行います避難に必要な物資の備蓄等に協力してまいります。

○松本哲也議員 「スポーツランドみやざき」の将来につながり、全国のモデルとなるような大会に向け、ギアチェンジして取り組んでいただきたいと思えます。

次に、教育について何点かお尋ねします。

最初に、教員の働き方改革における課題などから、給特法の見直しについてお尋ねいたします。

昭和46年に施行されました現在の給特法は、超勤4項目以外、「教員は原則として時間外勤務が生じない」と定められ、時間外や休日勤務手当などの超過勤務手当が支給されず、代わりに支給されているのが給与月額の4%に当たる教職調整額です。

調整額は昭和41年の勤務実態調査によって設定され、時間外の状況を当時と比較したとき、現在、大きく増加しています。

令和4年度に文部科学省が実施した教員勤務実態調査によると、月に50時間を上回る時間外勤務をしている教員の割合は、小学校、中学校の教諭ともに過半数を超えています。

去る8月27日、中央教育審議会は、「「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境準備に関する総合的な方策」を文部科学大臣に答申しました。その内容は、現在の給特法の枠組みはそのまま残して、教職調整額を4%から10%以上にするとありました。

そこで、教育長に、国が教職調整額を13%に引き上げようとしていることについて、県教育委員会としてどのように受け止めておられるのかお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 教職調整額の引上げにつきましては、中央教育審議会において、教師の職務等の在り方を踏まえて検討され、処遇改善につながるものとして答申されたと認識しております。

また、教師を取り巻く環境を整備し、子供たちに対してよりよい教育を行うためには、校務DXの導入等による働き方改革のさらなる加速化や、業務支援員の配置拡大等による指導・運営体制の充実を一体的・総合的に推進する必要があります。

県教育委員会といたしましては、教師の勤務時間把握に基づいた働き方改革など、これまでの取組を一層進めるとともに、御質問のありました教職調整額の引上げにつきましては、今後の国の動きを注視してまいります。

○松本哲也議員 私は、適切な労働時間の把握が必要で、労働環境の改善が重要と考えます。枠組みを残して手当の増額となれば、「定額働かせ放題」とやゆされてもしょうがないのではないのでしょうか。今後、教員志望者が増えることを願うのでありましたら、すばらしい労働環境を整えることが必要不可欠だと思います。子供がなりたい憧れの仕事として、先生が1番となることを願っています。

それでは2点目、高等特別支援学校整備についてお尋ねします。

県内における高等特別支援学校の整備は、本県で初めての取組でありますので、今後、順調に事業が実施され、早期の開校を願っています。入学志望などを含め、受入れ環境、体制の充実にも万全を期していただくようお願いいたします。

これまでも高千穂高校内に、延岡しろやま支援学校高千穂校が設置されています。また、今年度は、小林市立東方小学校・中学校及び小林高校と小林こすもす支援学校において、インクルーシブな学校運営モデル事業によって、障がいに関係なく交流や共同学習についての研究を行い、安心して子育てすることができる教育環境の整備に取り組まれているようです。

誰一人取り残さない教育、そして共生社会の実現に向けて取り組んでいただくことを切に願います。

改めて教育長にお尋ねですが、高等特別支援学校が高校内に設置されることについての意義をお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 高等特別支援学校を高校内に設置することで、障がいの有無にかかわらず、年間を通して様々な行事や学習を共同で行うことができ、日常的に生徒同士が互いに学び合う中で、互いの理解は深まり、共生社会に向けた自然な交流が実現できると考えております。

また、近隣の高校の専門的な施設設備を共用したり、教員同士が協力し連携したりすることで、高等特別支援学校の職業教育は、さらに充実するものと考えております。

県教育委員会といたしましては、高等特別支援学校を県内3地区で同時に開校することで、

共生社会の理念を県内一円に広げ、その実現に向けた取組を加速させてまいります。

○松本哲也議員 3点目でございます。教職員住宅についてです。

先ほど質問しました南海トラフ巨大地震にも関係するのですが、8月の日向灘の地震発生後、延岡市を中心に各地を巡回、視察しました。

その際、延岡市大武町で教職員住宅が目にとまり、避難所として活用できないのだろうかなど、今あるものが有効に活用できないものかと考えたところです。緊急時には、少しでも早く、少しでも高く避難したいと思うことは、誰でも同じだと考えます。

この教職員住宅に限ったことではありませんが、昨今の民間住宅の事情からしましても、教職員住宅の全体の入居状況が気になったところです。

県教育委員会が所管する教職員住宅の現状と今後の対策につきまして、再度、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 県教育委員会が所管する教職員住宅の入居率は、10年前の平成26年4月には約67%でしたが、通勤圏の拡大や民間借家の充実によって、令和6年4月現在で約56%となっており、入居率は減少傾向にございます。

そのため、中でも特に入居率が低く、利用が見込まれない教職員住宅につきましては、計画的に処分する方針としておりまして、議員の御質問にありました大武教職員住宅につきましても、現在、処分手続を進めているところであります。

今後とも、こうした方針に基づき、教職員住宅の適正管理に努めますとともに、処分に当

たっては、市町村へ利活用を照会したり民間へ売却するなど、有効活用を進めてまいりたいと考えております。

○松本哲也議員 県所有であった住宅が、売却によりまして、有効に再活用されています。人が住まなくなった住宅というのは老朽化が著しいと思いますので、今後の取組について期待したいと思います。

4点目、社会教育関係についてです。

本県では、県公民館連合会や県地域婦人連絡協議会、県子ども会育成連絡協議会、県PTA連合会など、多くの団体が活動されています。

しかし近年は、人口減少や高齢化など社会構造の変化に加え、急激に発展するデジタル化などにより、地域社会の維持が深刻な状況にあると考えます。

先日、岡山県PTA連合会は、会員数の大幅な減少によって活動が維持できないとして、今年度末での解散が決まったと報道されました。県連合会は解散するが、市町村や各学校のPTAは存続するとのことで、岡山県教育委員会は連合会が担ってきた役割を行っていくようです。

本県におきましては、今年度、社会教育関係団体との意見交換を実施したと伺っております。どのような意見交換であったのか、今後、社会教育関係団体はどのように進んでいくのだろうか、非常に気になるところであります。

そこで、社会教育関係団体の現状と県の関わり方につきまして、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 社会教育関係団体の現状としましては、いずれの団体も加入者減少等の課題を抱えており、例えば、子ども会の加入者数につきましては、令和元年の約3万人

が令和5年には約2万人と1万人近く減少し、従来の活動を行うことが難しい地区も増えてきております。

それらに対して、県教育委員会では、活動費の補助を行うとともに、課題等について協議する場を設定することで、各団体の連携の強化や活動の魅力向上を図っているところであります。

今後とも、県教育委員会といたしましては、子供の健全育成や地域活性化等、社会教育関係団体の意義や重要性を踏まえて、活動への支援に取り組んでまいります。

○松本哲也議員 それでは、人材育成の観点から、生涯学習講座や各種学級の開催についてお尋ねしたいと思います。

最近では、様々な働き方に加えて、インターネットやメールなどの活用、またプライバシーなど、皆で一堂に会して学ぶ機会の提供には、様々な工夫が必要な時代になってきました。

しかし、今でも女性学級や高齢者教室、家庭教育学級の開催など、活発に実施されている市町村があることは、大変素晴らしいことだと思います。若者を対象とした青年講座や小学生を中心とした体験型の講座なども、過去にはどの市町村でも開設され、中には、国や県の補助・委託事業として取り組んでいました。

このような事業の積極的な展開は、後に青年団や子ども会活動への参加へと広がり、地域や市町村を越えた大きな交流の場へとなっていました。その活動からリーダーが誕生し、地域の活性化へとつながっていた、そのように考えております。

県内の生涯学習講座等の現状と講座に対する考えを教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 市町村におきまし

ては、料理や教養に関するものから、子育てやまちづくりに関するものまで、これまで様々な講座等が開設され、県民の大切な学びの場となっております。

一方、現在の社会においては、性の多様性といった新たな社会問題に関する講座や、若者から高齢者までの幅広い世代が参加できる講座の開設が求められております。

現在、県教育委員会では、従来の講座等を大切にしながらも、時代のニーズに応じた内容やオンラインでの配信を行うなど、新たな取組を行っているところであります。

今後も、講座の内容や受講方法、魅力的な講師等の情報について市町村と共有し、講座等の充実に努め、県民の生きがいづくりや自己の成長に寄与してまいります。

○松本哲也議員 市町村との共有によりまして、時代に合った事業の展開、人材育成に取り組んでいただくことを期待いたします。

次に移ります。LGBT理解増進法についてでございます。

この法律は、「性的指向やジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別があってはならない」という基本理念の下、国や自治体、学校、企業などに対して、性の多様性に関する理解の増進のための施策を求めています。

総合政策部長に、LGBT理解増進法が施行されて1年が経過しましたが、この間、県としてどのような取組を行ってこられたのかお伺いいたします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 県では、人権尊重の社会づくり条例に基づき、令和6年3月に人権施策基本方針を策定し、多様な性への理解促進を人権課題の一つに掲げ、県民への啓発に取り組んでおります。

具体的には、講演会の開催や、スポーツ組織と連携したイベントの実施、啓発資料の作成などを行ってきたところであり、LGBT理解増進法の施行後は、これらに加えまして、当事者によるトークイベントや映画上映会の開催、テレビCM・ポスターの作成、公立学校における当事者の講話などの取組を行っております。

県としましては、多様な性への理解が深まり、当事者が自分らしく生きていけるよう、今後とも、国や市町村、民間団体等と連携しながら、より一層啓発に努めてまいります。

○松本哲也議員 今後さらなる取組を期待しております。よろしくお願いいたします。

一方で、LGBTQ当事者の方に対してはどうでしょうか。そもそもこの法律自体が、困難や生きづらさを抱えている当事者の声に寄り添っているとは言えないと私は考えています。

誰にも、また家庭にも相談できずに苦しい思いをしている人も多くいます。しかし、県の相談窓口は総合的な窓口であり、勇気を出して相談しても、次の相談窓口へとつながれることも多く、再び相談を始めるには、さらなるエネルギーを必要としています。そのようなことからして、決して相談しやすい窓口とは言えないと考えるわけです。

そこで、再度、総合政策部長にお尋ねしますが、LGBTに特化した専用窓口の設置など、LGBTの方に対する支援を強化していく必要があると考えますが、県の考えをお伺いたします。

○総合政策部長（重黒木 清君） LGBTの当事者などが抱える悩み・困り事は、生きづらさや人間関係、職場での差別など多岐にわたりますことから、県では、男女共同参画センターや人権啓発センターなどの相談窓口で悩みを受

け止め、その内容に応じて、必要な助言や、より適切な相談機関への案内等を行っております。

また、悩みに応じた各相談窓口の一覧表を掲載した「性の多様性の理解にむけたハンドブック」を作成し、市町村窓口や図書館等への設置、ホームページへの掲載などにより、県民の理解促進に向けた周知・啓発を行っております。

今後とも、当事者等の御意見を伺いながら、生きづらさを抱える人に寄り添った相談体制の充実に取り組んでまいります。

○松本哲也議員 宮崎市で活動する団体の方が設立時に、知事に、相談窓口の充実、ジェンダークリニックの設置などを訴えられたと聞いております。その上で、「いつか県にも専門課をつくってほしい」という思いを語られていました。専用窓口の早期実現を期待しております。

最後の項目ですが、犯罪被害者の支援についてお尋ねします。

国はこれまでに、4次にわたり犯罪被害者等基本計画を策定して、様々な施策を進めてきました。

他方、犯罪被害者やその遺族の方からは、「適時適切な支援を受けることができない」や「地域によって支援の提供に格差が見られる」との指摘があり、これらの声を踏まえて、昨年6月、国において「犯罪被害者等施策の一層の推進について」が決定され、今年4月、「地方において途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会 取りまとめ」が公表されました。

犯罪被害者等は、事件による直接的な被害だけでなく、心理面や身体面への影響も多く受け

ると伺っております。このような被害を軽減し、回復させるためには、周囲の方々の理解や協力が必要です。地域社会において理解が深まれば、安全で安心して暮らせる地域社会の実現にも大きく役立つものと期待されています。

警察本部長に、被害者支援活動の一環として、社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さないまちづくりに向け、県警はどのような取組をされているのかお伺いいたします。

○警察本部長（平居秀一君） 県警では、関係機関等と連携し、中高生を対象とした犯罪被害者やその御遺族の方が講演される「命の大切さを学ぶ教室」や、警察音楽隊が小中学校を訪問し、音楽を通じて子供たちの防犯意識を高める活動であるミュージック・パトロールなど、あらゆる機会を利用して、犯罪被害の実態や犯罪被害者等支援の重要性等に関する広報啓発活動を行っております。

また、今年設立20周年を迎える公益社団法人みやざき被害者支援センターと共同で、11月17日、宮崎市民プラザ・オルブライトホールにおいて、犯罪被害者支援フォーラムを行い、この中で、平成13年に大阪教育大学附属池田小学校で発生した殺人事件の被害者御遺族の方による講演を予定しております。

○松本哲也議員 貴重な機会だと思います。多くの方がフォーラムに参加することによって、犯罪被害者の現実などを理解していただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

犯罪の被害を受けた後は、一種のショック状態が続いて心や体に変調を来すなど、犯罪被害者やその家族は多くの困難に直面しているようです。また、「支援が受けられることを知らなかった」や「どんな支援があり、どこに行けば支援が受けられるのか分からない」「支援を受

けるために、何度も被害に遭ったことを話さなければならぬ」といった声もあり、これは2次的、3次的な被害と言わざるを得ません。

県が関係機関や団体から成る多機関ワンストップサービスの中核的役割を担い、総合的に支援することが重要であると考えます。

そこで、総合政策部長にお尋ねします。国が求めている多機関ワンストップサービス体制の構築について、県の考え、そして今後の見通しについてお伺いいたします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 多機関ワンストップサービスにつきましては、犯罪被害者等の負担軽減を図るため、犯罪被害者等が県や警察、市町村、民間支援団体等の犯罪被害者支援に携わる機関のいずれかに相談すれば、その後の必要な支援が途切れなく提供されるという仕組みであります。

具体的には、犯罪被害者等支援コーディネーターを配置し、関係機関・団体等と有機的に連携したワンストップサービス体制を構築するものであり、基本的な考え方が今年7月に示されたところであります。

国からの財政的な支援など、制度の詳細につきましては、今後、示されることとなっておりますので、その内容を見極めながら、必要な検討を進めてまいります。

○松本哲也議員 先ほどのLGBTの方への支援も同じなんですけれども、財源は非常に大事であります。少数者かもしれない、小さいことかもしれないけれども、その声にしっかりと寄り添ってくれる、誰一人取り残さない、自分らしく安心して生きられる宮崎づくり、宮崎県となることを強く願ひます。

安心して生きられる宮崎づくり、そのためには、犯罪被害者の方々が県内どこに住んでいて

も同じ支援を受けられることが重要だと思います。

県では既に犯罪被害者等支援条例が制定されていますが、県内では未制定の市町村もあり、犯罪被害によって転居を余儀なくされた方が、引っ越し先でそれまでの支援が受けられない、そのようなおそれがあります。

九州では、佐賀県、長崎県、大分県の全市町村で条例が制定され、全国でも既に制定済み、もしくは制定に向けた活動が行われていると伺っております。支援の中核的役割を担う県として、全市町村において条例を制定していただき、相互の連携によって、途切れない支援体制を構築していただきたいと思います。

そこで、知事にお伺いいたします。市町村における犯罪被害者等支援条例の制定に向けて、県としてどのように取り組まれるのかお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 犯罪被害者やその御家族が、早期に被害から回復し、日常生活を取り戻すためには、国や県、市町村が連携し、それぞれの立場から必要な支援を途切れなく提供することが重要であります。

そのため県では、令和3年7月に宮崎県犯罪被害者等支援条例を制定し、相談窓口の設置や、犯罪被害者等に対する理解を深めるための広報・啓発など、各種施策を推進しているところであります。

犯罪被害者等への支援に当たっては、社会全体で支えていく必要があることから、住民に身近な市町村の役割が特に重要となっております。このようなことから、様々な機会を通じて条例制定の必要性を説明してきたところであります。今年4月には新たに5市町が条例を制定し、現在12市町村で条例が制定されておしま

す。

県としましては、引き続き、条例未制定の市町村に対し、必要となる情報の提供や助言等を行いながら、犯罪被害者やその御家族が安心して暮らせる社会の実現を進めてまいります。

○松本哲也議員 ありがとうございます。知事におかれましては、全国知事会や九州地方知事会におきまして、条例制定をぜひとも推進していただき、全国どこでも支援が受けられる体制づくりに積極的に取り組んでいただくことをお願いしたいと思います。

今回、平和や環境、人権などを主なテーマとして質問をさせていただきました。「微力だけど無力じゃない」、これは高校生平和大使の合い言葉です。私たちも県民の皆様の多様な声を県政に届けるため取り組んでいくことを、重ねて、今回の代表質問に当たりまして、関係いただきました皆様にお礼を申し上げまして、会派を代表しての代表質問の全てを終了させていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○濱砂 守議長 以上で代表質問は終わりました。

明日の本会議は、午前10時から、一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時15分散会